

第1回 阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会

令和5年3月16日（木）18:00～

阪南市役所別棟2階 第3・4会議室

案 件

1. 阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会の組織説明及び委員長、副委員長の選任について
2. 指定管理者選定スケジュール等について
3. 各施設の運営状況について
4. 指定管理者の選定基準について
5. その他

第1回 阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会 資料一覧

- 資料1 阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例
- 資料2 阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会設置要綱
- 資料3 阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル
- 資料4 阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会委員名簿
- 資料5 阪南市社会体育施設指定管理者選定スケジュール（案）
- 資料6 阪南市社会体育施設指定管理者事業報告書
- 資料7 阪南市社会体育施設指定管理者募集要項（素案）
- 資料8 阪南市社会体育施設指定管理者業務仕様書（素案）

阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の候補者を公正かつ適正に選定するため、阪南市教育委員会指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を指定管理者の候補者を選定する案件（以下「選定案件」という。）ごとに設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育委員会が所管する施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する事項を審査する。

2 前項により選定された候補者が指定管理者に指定された場合は、法第 244 条の 2 第 1 項に規定する当該指定の取消し又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止に関する事項を審査する。

(組織及び委員)

第 3 条 委員会は、委員 9 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市の職員

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、教育委員会が委嘱又は任命した日から当該指定管理者の指定期間が満了する日又は第 2 条第 2 項に規定する指定の取消しの日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

ただし、委員長が互選される前の会議は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は3親等以内の親族が指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体と直接の利害関係を有するときは、当該法人その他の団体の事案についての審査に加わることができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、選定案件を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭

和 4 7 年阪南町条例第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

別表図書館協議会委員の項の次に次のように加える。

教育委員会指定管理者選 定委員会委員	” 6, 5 0 0 円	”
-----------------------	--------------	---

阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例（以下条例という。）に基づき、阪南市社会体育施設指定管理者候補者を選定するため、阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員構成)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者によって構成する。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 学識経験を有する者 | 2名 |
| (2) 社会教育に関する見識のある者 | 1名 |
| (3) スポーツの推進に関する見識のある者 | 3名 |
| (4) 教育委員会事務局職員 | 2名 |

(意見の聴取)

第3条 委員長は、必要と認めるときは、委員会の議事に関係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、委員の任期が終了したときに、その効力を失う。

阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設 モニタリングマニュアル

阪南市教育委員会

令和 5 年 1 月

目 次

1. はじめに	P 2
2. モニタリングの目的	P 2
3. 対象施設	P 2
4. 法令等との関係	P 3
5. モニタリングの機能	P 3
(1) 業務の履行状況の確認・評価	
(2) サービスの質の確認・評価	
(3) 管理運営の継続性及び安定性の確認・評価	
6. モニタリングの方法	P 4
(1) モニタリングの実施主体	
(2) 指定管理者が行うモニタリング	
(3) 施設所管課が行うモニタリング	
(4) 施設所管課及び指定管理者が協働して行うモニタリング	
(5) 第三者が行うモニタリング	
(6) 評価の基準	
7. モニタリング結果の活用	P 1 2
(1) 管理運營業務への反映	
(2) 改善の指導等	
(3) 指定の取消等	
(4) モニタリング結果の公表	
8. 指定管理者評価シート（様式例）	P 1 3
9. モニタリングのスケジュール（参考例）	P 1 5

1. はじめに

平成15年9月の地方自治法の一部改正により、「民間事業者を活用した住民サービスの向上」、「施設管理における費用対効果の向上」を図るため、地方公共団体が設置する公の施設の管理運営手法として指定管理者制度が導入されました。

阪南市教育委員会では、多様化する施設利用者のニーズに効果的かつ効率的に対応するため、平成19年7月の留守家庭児童会を皮切りに、文化センター、社会体育施設、公民館の管理運営に指定管理者制度を導入し、指定管理者による施設の管理運営状況を把握するため、教育委員会所管の指定管理者制度導入施設を担当する部署（以下「施設所管課」という。）が独自にモニタリングを実施してきました。

今回、これまで以上に効率的かつ効果的なモニタリングを実施できるよう、教育委員会の統一的なルールとして「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」を策定しました。今後、当該マニュアルを活用し、指定管理者、施設所管課及び専門的かつ多様な視点での評価を目的とする第三者によるモニタリングを実施することにより、市民サービスのさらなる向上をめざします。

2. モニタリングの目的

「モニタリング」とは、指定管理者制度を導入した施設について、施設の管理が適正かつ確実に履行されているか、また、指定管理者から提供されるサービスの水準が維持されているかなどを確認・評価し、施設の適正な管理やサービス内容の改善・向上を図るための仕組みです。

これには、提出された報告書等を、施設所管課が確認するだけでなく、指定管理者による業務の点検や評価、施設利用者による評価なども含まれます。

指定管理者と施設所管課が、互いに協力してこれらのモニタリングに取組み、協定等で取り交わした事項が運営状況に適切に反映され、想定した成果をあげることを目的としています。

3. 対象施設

このモニタリングマニュアルの対象施設は、教育委員会所管施設のうち指定管理者制度を導入している施設とします。ただし、施設により性格、規模が異なるため、画一的に実施するのではなく、施設所管課が、施設の性格、規模に応じた適切な方法でモニタリングを実施するとともに、効率的な運用に努めます。

4. 法令等との関係

指定管理者制度導入施設については、適正な業務の遂行を確保するため、地方自治法や各施設の管理運営に関する規則において、施設所管課が指定管理者に事業報告書の提出や、報告を求め、実地調査し、又は必要な指示を行い、指示に従わないとき等には指定の取消し等を行うことができると定められています。

【地方自治法（抜粋）】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5. モニタリングの機能

（1）業務の履行状況の確認・評価

指定管理者による施設の管理運営が、基本協定書等で定められた事項を履行しているかを、指定管理者から提出される事業計画書、月次報告書、事業報告書等の書面のほか、実地調査を行うなど適切な手段により履行状況を確認し、評価を行います。

その結果、問題点や課題が判明した場合、指定管理者は自ら改善に取り組むとともに、施設所管課は指定管理者に対して、必要に応じて改善に向けた助言、指導又は指示を行います。

（2）サービスの質の確認・評価

指定管理者が提供するサービスについて、施設所管課及び指定管理者は、その結果を更なるサービス向上に役立てるため、実地調査や利用者アンケートの結果等を確認し、評価を行います。

（3）管理運営の継続性及び安定性の確認・評価

指定管理者による施設の管理運営が安定して提供されているか、また引き続き安定して提供される見込みがあるかどうかについて確認し、評価を行います。

施設所管課は当該施設の指定管理者に対し、施設の管理運営経費の収支状況及び指定管理者である団体本体の経営状況の両面についての資料提出を求め、確認

を行うことで、当該施設の管理運営業務に支障が出ることを未然に防ぐよう努めます。

施設所管課は、日頃から事業の継続性、安定性に注意を払い、問題点や課題が発見された場合には早期に改善が図られるよう、指定管理者と協議をすることが重要です。

6. モニタリングの方法

(1) モニタリングの実施主体

モニタリングを実施主体別に下記の4種類に分類します。

- ①指定管理者自らが行うもの
- ②施設所管課が行うもの
- ③施設所管課及び指定管理者が協働して行うもの
- ④第三者が行うもの

この実施主体ごとのモニタリングについて、具体的な手段や評価項目等を以下に示します。

(2) 指定管理者が行うモニタリング

①事業計画書の作成

指定管理者は、毎年度、指定管理者指定申請時に提出した事業計画等（以下「事業提案書等」という。）の内容を基に、年度ごとの具体的な実施計画を示した事業計画書を作成し、基本協定書に定める期限までに施設所管課に提出するものとしします。

指定管理者は、事業計画書を作成するにあたり、基本協定書、業務仕様書、事業提案書等のほか、毎年度のモニタリングの結果等を踏まえ作成するものとしします。

事業計画書に記載する項目は、「⑤指定管理者が行うモニタリングの提出書類と記載項目」に記載のとおりとしします。

②月次報告書の作成

指定管理者は、管理運営業務及び経理の状況を点検し、毎月終了後、利用状況等を記載した月次報告書を作成し、基本協定書に定める期限までに施設所管課に提出するものとしします。

指定管理者は、日常的に、事業、業務の履行状況等を業務日誌（日報）等の書類に記録しておき、これを基に月次報告書を作成するものとしします。指定管

理者は、業務日誌（日報）等の記録作業を通して、管理運営状況を自ら確認し、問題解決やサービス向上につなげていくことが重要です。

月次報告書に記載する項目は、「⑤指定管理者が行うモニタリングの提出書類と記載項目」に記載のとおりとします。

③事業報告書の作成

指定管理者は、毎年度終了後、基本協定書に定める期限までに、年間の管理運営業務の実施結果をまとめた事業報告書を作成し、施設所管課に提出するものとしします。

（ア）事業計画書の内容を踏まえ、管理運営業務の実施結果をまとめる

事業計画書に記載した事項が履行できていない場合は、原因を分析して事業報告書に記載するとともに、次年度の事業計画書に反映するなど、業務改善につなげる。

（イ）定量的な事項だけでなく、利用者への効果も示す

施設利用者数や施設利用率、講座等の実施回数等、定量的な事項だけでなく、管理運営を通して市民や利用者にとどのような効果があったのかという視点で作成する。

事業報告書に記載する項目は、「⑤指定管理者が行うモニタリングの提出書類と記載項目」に記載のとおりとします。

④アンケート調査（利用者満足度調査）の実施

指定管理者は、利用者アンケート等の実施により、施設で提供するサービスに関する利用者の意見や要望を把握するものとしします。また指定管理者は、調査結果を分析し、問題点等を自主的に改善するとともに、調査結果、分析結果等をまとめた報告書を施設所管課に提出するものとしします。

（ア）利用者アンケート等

調査項目…施設の状況・利用条件、事業の内容、職員の接遇、サービス全般についてなど

調査方法…意見箱の設置、利用者アンケート、講座等受講者アンケート、インターネット等を利用した市民アンケートなど

※詳細については、指定管理者が施設所管課と協議の上で設計する。

（イ）利用者ニーズ把握後の措置

指定管理者…利用者アンケート等により把握した意見や要望について検討を行い、サービスの改善に努める。

施設所管課…意見や要望について十分に留意し、指定管理者によるサービス改善が図られるよう、適切に対処する。

⑤指定管理者が行うモニタリングの提出書類と記載項目

記載項目		提出書類	事業計画書	月次報告書	事業報告書
①業務の履行状況の確認					
1 事業、業務 の 履行状況	ア	開館日、休館日	○	○	○
	イ	使用許可状況		○	○
	ウ	使用料徴収状況		○	○
	エ	使用料減額・免除状況		○	○
	オ	施設の利用状況(利用者数、施設の稼働状況等)		○	○
	カ	実施体制(職員配置、危機管理マニュアル、消防計画書、保険加入確認)	○		○
	キ	個人情報保護及び情報公開の対応状況		○	○
	ク	苦情対応状況(苦情件数、処理内容)		○	○
2 管理運営に おける基本 事項	ア	業務執行体制の評価	○		○
	イ	書類等の整備、保管状況の評価	○		○
	ウ	市担当との間での連絡調整状況の評価	○		○
3 施設の維持 管理状況	ア	保守管理業務の実施	○	○	○
	イ	清掃業務の実施	○	○	○
	ウ	環境衛生業務の実施	○	○	○
	エ	警備、安全業務の実施	○	○	○
	オ	外構、植栽管理業務の実施	○	○	○
	カ	備品管理の実施	○	○	○
4	法令、条例等に基づき、適切な管理を行っていることの説明(法令に基づく届出、報告書の提出を含む。)		○	○	○
②サービスの質に関する確認					
1 基本的事項	ア	職員の接客態度	○	○	○
	イ	広報の実施	○	○	○
2 運營業務	ア	予約、使用許可	○	○	○
	イ	利用者満足度	○	○	○
	ウ	自主事業等	○	○	○
	エ	施設の基本方針に沿ったサービス提供	○	○	○
③サービス提供の安定性に関する確認					
1	指定管理施設の収入 (使用料、事業収入、指定管理料、その他の収入等)		○	○	○
2	指定管理施設の支出 (人件費、修繕費、委託料、備品購入費、その他の経費等)		○	○	○
3	自主事業等に係る収支 (事業に係る収支実績等)		○	○	○
4	指定管理者の経営状況説明書類 (事業報告書、収支決算書及び賃貸借対照表等)				○※

※報告時に報告できる資料が準備できる場合のみ

⑥指定管理者による独自のモニタリング

指定管理者は、日頃から管理運営状況を自ら点検し、サービス向上等を図るよう努めるものとし、①から④に示すほか、団体の内部監査等、任意で独自のモニタリングの実施に努めることとします。

⑦指定管理者による1次評価

指定管理者は、事業報告書提出時に、「指定管理者評価シート」に掲げる評価項目について、4段階（a～d）で自らの管理運営業務を評価し、施設所管課へ提出するものとします（「(6) 評価の基準①1次・2次評価、選定委員会による評価の評価基準」参照）。

(3) 施設所管課が行うモニタリング

①報告書等による書類確認

(ア) 事業計画書の確認

施設所管課は、指定管理者から提出を受けた事業計画書について、基本協定書等及びモニタリング結果等との整合性をチェックし、基本協定書及び業務仕様書等に定められている事項並びに事業提案書等で計画されている事項が確実に実施される計画となっているか確認するものとします。

(イ) 月次報告書の確認

施設所管課は、指定管理者から提出を受けた月次報告書について、毎月の管理運営の状況等を把握するとともに、事業計画書に基づき施設が管理運営されているかどうかを確認するものとします。

(ウ) 事業報告書の確認

施設所管課は、指定管理者から提出を受けた事業報告書について、年間の管理運営の状況、管理経費の収支報告等を把握し、指定管理者による管理運営が事業計画書や基本協定書等に基づき適正かつ確実に実施されているか、管理運営業務を通して市民や利用者にとどのような効果があったのかなどを確認するものとします。

(エ) 報告書等による書類確認後の対応

施設所管課は、(ア)～(ウ)の書類等を精査することで、不明な点や疑義がある場合は、指定管理者に対して確認するものとします。

②実地調査

施設所管課は、指定管理者から提出された報告書等の内容を確認する必要があるときや、指定管理者に対して行った指導又は指示の改善効果を確認する必要があるときなど、必要に応じて実地調査を行うものとします。なお、実施に際しての事前通知の必要性については、調査の内容に応じて適宜判断するものとし、抜き打ち調査を行うことも可能とします。

また、調査の結果、改善を要する事項がある場合、施設所管課は指定管理者に対し、業務改善の指導又は指示を行うものとします。

③指定管理者の経営状況の確認

施設所管課は、指定管理者である団体本体の財務状況により、管理運営業務に支障が出ることを未然に防止するため、指定管理者に対して、団体の収支計算書（財務諸表）等経営状況を説明する書類の提出を求め、財務状況の確認を行うものとします。

④施設所管課による2次評価

施設所管課は、指定管理業務初年度終了後から、事業報告書の内容、指定管理者による1次評価の結果等を踏まえ、指定管理者による評価と同様、「指定管理者評価シート」に掲げる評価項目について、1～4段階（a～d）による2次評価を行うものとします（「(6) 評価の基準①1次・2次評価、選定委員会による評価の評価基準」参照）。

(4) 施設所管課及び指定管理者が協働して行うモニタリング

施設所管課及び指定管理者は、定期的に相互のコミュニケーションを図るとともに、管理運営上の問題を解決する場として連絡会議等を設置するなど、日頃から情報共有や意見交換を行える仕組みを整えておくこととします。

(5) 第三者が行うモニタリング

①趣旨

指定管理者や施設所管課のモニタリングを踏まえて、指定管理者による管理運営業務が適正かつ確実に実施されているかを把握するため、第三者によるモニタリングを実施し、専門的かつ多様な視点で評価を行うことで、より効果的に業務やサービスの改善を図ります。

評価結果については、指定管理者に通知するとともに、市ウェブサイト等において公表するものとします。

②実施時期

実施時期については、指定期間の2年目、3年目、4年目に第三者モニタリングを実施します。

③実施主体

第三者モニタリングを行う主体については、阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例に基づく、各施設の指定管理者選定委員会設置要綱で規定する「指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」とします。

④選定委員会による評価（各評価項目に対する評価及び総合評価）

（ア）指定管理者が行うモニタリングの確認

事業計画書や事業報告書、利用者アンケートの結果等、団体の収支決算書（財務諸表）等経営状況を説明する書類等に基づき、管理業務の実施状況や施設の利用状況、利用者ニーズ、団体の経営状況等を確認する。

（イ）施設所管課が行うモニタリングの確認

「指定管理者評価シート」等に基づき、施設所管課のモニタリングの状況、助言、指導又は指示があった場合はその内容を確認する。

（ウ）評価基準に基づく第三者モニタリング

選定委員会は、施設所管課より提出された「指定管理者評価シート」における1次評価並びに2次評価の結果を基に、各委員が各評価項目について、1～4段階（1～4点）の採点評価を行う（「(6) 評価の基準①1次・2次評価、選定委員会による評価の評価基準」参照）。

そのうえで、各委員の評価項目ごとの評価を平均（このとき、小数点以下第1位を四捨五入して整数とする）したものを、項目ごとの選定委員会総合評価とし、すべての評価項目の合計得点を、総合評価基準に基づく4段階（A～D）で評価する（「(6) 評価の基準②総合評価の基準」参照）。

ただし、施設の性格等に応じて、評価対象の評価項目が異なるため、施設により、すべての評価項目の合計得点は異なる。

なお、選定委員会は、指定管理者及び施設所管課に対し、必要に応じて追加資料の提出を求めること、現地調査や聴き取りをすることができる。

⑤評価結果の報告等

選定委員会は、施設所管課に「指定管理者評価シート」を添えて総合評価結

果を報告するものとします。その後、施設所管課は速やかに指定管理者に対し、同様に評価結果を通知するものとします。

(6) 評価の基準

① 1次・2次評価、選定委員会による評価の評価基準

指定管理者自身による1次評価、施設所管課による2次評価、第三者（選定委員会）による評価を行う場合の評価の基準は、以下に定める基準に基づき評価するものとします。

評価記号	評価点数	評価基準
1次・2次	選定委員会	
a	4	協定書の遵守に加え、業務仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。（優れている）
b	3	協定書を遵守し、業務仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。（適正に管理されている）
c	2	協定書、業務仕様書、事業計画書に記載の一部の内容が実施されなかった。（一部に改善を要する）
d	1	協定書、業務仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。（多くに改善を要する）

② 総合評価の基準

上記①の評価を基に、各施設の最高得点（満点）に対する選定委員会評価での評価点数の平均点の割合により、総合評価基準に基づく4段階（A～D）で評価するものとします。

評価	評価の定義	評価基準
A	優れている	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での評価点数の平均が80%以上
B	適正に管理されている	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での評価点数の平均が60%以上80%未満
C	一部に改善を要する	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での評価点数の平均が40%以上60%未満
D	多くに改善を要する	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での評価点数の平均が40%未満

③ 評価項目と評価指標

指定管理者自身による1次評価、施設所管課による2次評価を行う場合の評価項目における評価の指標については、次ページの表に示すとおりとします。

評価項目		評価指標	
①業務の履行状況の確認			
1	事業、業務の履行状況	ア 開館日、休館日	条例等に従い、開館日、開館時間を遵守している。
		イ 使用許可状況	使用許可が適切に行われている。
		ウ 使用料徴収状況	使用料の徴収が適切に行われている。
		エ 使用料減額・免除状況	使用料の減額・免除が適切に行われている。
		オ 施設の利用状況(利用者数、施設の稼働状況等)	施設の利用促進が図られている。
		カ 実施体制(職員配置、危機管理マニュアル、消防計画書、保険加入確認)	事業計画書に則し、必要な資格、経験等を有する人員が確保・配置されている。必要な賠償保険に加入している。
		キ 個人情報保護及び情報公開の対応状況	協定書等に従い、情報を適切に管理・公表している。
2	管理運営における基本事項	ク 苦情対応状況(苦情件数、処理内容)	苦情、要望等に対して、迅速かつ適切に対応し、遅滞なく市に報告している。
		ア 業務執行体制の評価	指定管理者による自己評価。
		イ 書類等の整備、保管状況の評価	書類等の整備、保管が適切に行われている。
3	施設の維持管理状況	ウ 市担当との間での連絡調整状況の評価	施設所管課との連絡調整及び連携を適切に行っている。
		ア 保守管理業務の実施	仕様書等に従い、施設・設備の保守管理を適切に行っている。
		イ 清掃業務の実施	仕様書等に従い、清掃業務を適切に行っている。
		ウ 環境衛生業務の実施	仕様書等に従い、環境、衛生管理を適切に行っている。
		エ 警備、安全業務の実施	仕様書等に従い、警備、安全管理を適切に行っている。
		オ 外構、植栽管理業務の実施	仕様書等に従い、外構、植栽管理を適切に行っている。
4	法令、条例等に基づき、適切な管理を行っていることの説明(法令に基づく届出、報告書の提出を含む。)	カ 備品管理の実施	備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。
		法令、条例等に基づき、適切な管理を行っている。	
②サービスの質に関する確認			
1	基本的事項	ア 職員の接客態度	言葉遣い、態度、服装等の接遇について適切である。
		イ 広報の実施	施設や事業 PR を適切に行っている。
2	運営業務	ア 予約、使用許可	予約、使用許可が適切に行われている。
		イ 利用者満足度	利用者アンケート調査の実施や、利用者等から直接意見、要望を聴く機会を定期的に設けることなどにより利用者ニーズを把握し、その結果を業務の改善等に反映させている。
		ウ 自主事業等	事業計画書に基づいた自主事業等を行っている。
		エ 施設の基本方針に沿ったサービス提供	施設の基本方針に沿ったサービスが提供されている。
③サービス提供の安定性に関する確認			
1	指定管理施設の収入(使用料、事業収入、指定管理料、その他の収入等)	収支予算書と比較して、収入状況は妥当である。	
2	指定管理施設の支出(人件費、修繕費、委託料、備品購入費、その他の経費等)	収支予算書と比較して、支出状況は妥当である。	
3	自主事業等に係る収支(事業に係る収支実績等)	収支予算書と比較して、自主事業に係る収支状況は妥当である。	
4	指定管理者の経営状況説明書類(事業報告書、収支決算書及び貸借対照表等)	指定管理者の経営状況で、施設管理業務に支障をきたさない。	

7. モニタリング結果の活用

(1) 管理運営業務への反映

施設所管課及び指定管理者は、モニタリングにより把握した内容について整理を行い、業務改善に努めるとともに、次年度以降の事業計画に反映するものとし、ます。

(2) 改善の指導等

施設所管課は、モニタリングの結果に基づき、指定管理者の業務が適正に行われていないと判断した場合には、改善を求める指導又は指示を行うものとし、ます。

指定管理者は速やかにそれに従うものとし、計画的に改善を進める必要がある場合は、改善計画書を提出するものとし、ます。

指定管理者は、改善等措置した結果を施設所管課に報告するものとし、その報告を受けた施設所管課は、実地調査等により改善状況の確認を行うものとし、ます。

(3) 指定の取消等

施設所管課は、指定管理者が指示に従わないとき又は指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定の取消しや期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる措置を講じます。

(4) モニタリング結果の公表

モニタリング結果については、「指定管理者評価シート」を市のウェブサイトにおいて公表するものとし、ます。

なお、モニタリング結果を公表することについては、指定管理者の公募等を行う際に周知するとともに、基本協定書等にも明記することとし、ます。

8. 指定管理者評価シート（様式例）

令和 年度 指定管理者評価シート（令和 年度実績）

施設名	
指定管理者名	
指定期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日（ 年間）
施設所管課	

①評価の実施方法

下記の評価項目における評価指標ごとに、指定管理者による「1次評価」及び施設所管課による「2次評価」を実施し、その2つの結果をもとに指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、評価項目に対する評価及び総合評価を行う。

②評価基準

1次評価及び2次評価では、指標ごとに4段階（a～dでaが最良）の評価を行い、業務仕様書や自らの提案（事業計画）の内容を満たす問題のない内容を「b」とする。選定委員会評価では、1次・2次評価を基に、評価項目ごとに4段階（1～4点）で評価を行う。

③指標ごと及び評価項目ごとの評価

指標ごと及び評価項目ごとの評価は、以下の基準を用いて行う。

<1次・2次評価、選定委員会による評価の評価基準>

評価記号	評価点数	評価基準
1次・2次	選定委員会	
a	4	協定書の遵守に加え、業務仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。（優れている）
b	3	協定書を遵守し、業務仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。（適正に管理されている）
c	2	協定書、業務仕様書、事業計画書に記載の一部の内容が実施されなかった。（一部に改善を要する）
d	1	協定書、業務仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。（多くに改善を要する）

<総合評価の基準>

評価	評価の定義	評価基準
A	優れている	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での獲得点数が80%以上
B	適正に管理されている	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での獲得点数が60%以上80%未満
C	一部に改善を要する	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での獲得点数が40%以上60%未満
D	多くに改善を要する	各施設の最高得点に対する選定委員会評価での獲得点数が40%未満

④評価チェック表

評価項目		1次評価	2次評価	選定委員会評価	
①業務の履行状況の確認					
1	事業、業務の履行状況	ア	開館日、休館日		
		イ	使用許可状況		
		ウ	使用料徴収状況		
		エ	使用料減額・免除状況		
		オ	施設の利用状況(利用者数、施設の稼働状況等)		
		カ	実施体制(職員配置、危機管理マニュアル、消防計画書、保険加入確認)		
		キ	個人情報保護及び情報公開の対応状況		
		ク	苦情対応状況(苦情件数、処理内容)		
2	管理運営における基本事項	ア	業務執行体制の評価		
		イ	書類等の整備、保管状況の評価		
		ウ	市担当との間での連絡調整状況の評価		
3	施設の維持管理状況	ア	保守管理業務の実施		
		イ	清掃業務の実施		
		ウ	環境衛生業務の実施		
		エ	警備、安全業務の実施		
		オ	外構、植栽管理業務の実施		
		カ	備品管理の実施		
4	法令、条例等に基づき、適切な管理を行っていることの説明(法令に基づく届出、報告書の提出を含む。)				
②サービスの質に関する確認					
1	基本的事項	ア	職員の接客態度		
		イ	広報の実施状況		
2	運営業務	ア	予約、使用許可		
		イ	利用者満足度		
		ウ	自主事業等		
		エ	施設の基本方針に沿ったサービス提供		
③サービス提供の安定性に関する確認					
1	指定管理施設の収入 (使用料、事業収入、指定管理料、その他の収入等)				
2	指定管理施設の支出 (人件費、修繕費、委託料、備品購入費、その他の経費等)				
3	自主事業等に係る収支 (事業に係る収支実績等)				
4	指定管理者の経営状況説明書類 (事業報告書、収支決算書及び貸借対照表等)				

⑤評価者コメント

指定管理者	
施設所管課	

⑥指定管理者選定委員会による総合評価

総合評価	委員会評価 合計点数	委員会講評
	点	

9. モニタリングのスケジュール（参考例）

		前年度	当該年度												次年度				
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
事業計画書		●													□				
月次報告書		○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	□	□	
実地調査	随時	必要に応じて実施																	
事業報告書				○														●	
実地調査	随時	必要に応じて実施																	
利用者 ニーズの 把握	意見箱の 設置等	随時実施																	
	アンケート 調査等														●	●			
1次評価 指定管理者による 確認・評価				○	団体の決算時期に合わせて実施														
2次評価 施設所管課による 確認・評価						○													
第三者（選定委員会）	モニタリング （総合評価）						○												
	対応策の 検討・提示									○	モニタリング結果は翌年度の事業計画書に反映								
モニタリング結果の 公表												○							

（注）●は、当該年度分 ○は、前年度分 □は、次年度分

阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会委員名簿

氏 名	所 属 等
池田 拓人	学識経験を有する者 ・和歌山大学教育学部教授
出口 尚暢	学識経験を有する者 ・阪南市商工会専務理事兼事務局長
野村 正昭	社会教育に関する見識のある者 ・阪南市社会教育委員 ・阪南市青少年指導員
森下 寛治郎	スポーツの推進に関する見識のある者 ・阪南市スポーツ推進審議会
神野 真人	スポーツの推進に関する見識のある者 ・阪南市スポーツ推進委員
宮崎 隆宏	スポーツの推進に関する見識のある者 ・阪南市スポーツ少年団
伊瀬 徹	教育委員会事務局職員 ・阪南市教育委員会事務局生涯学習部長
丹野 恒	教育委員会事務局職員 ・阪南市教育委員会事務局生涯学習部副理事

R5 3月	16日（木）	●第1回選定委員会(予定) ・指定管理者の選定基準について 第3会議室 18:00～21:00
4月	上旬	・第1回選定委員会の意見反映 ・募集要項・業務仕様書（案）の課題整理 ・各選定委員と意見交換 ・募集要項・業務仕様書（案）の修正
4月	18日（火）	●第2回選定委員会(予定) 1. 募集要項・業務仕様書の確定 2. 申請様式の確定 第3会議室 18:00～21:00
	下旬	・指定管理者公募準備 ・告知用ウェブサイトの確認
5月	2日（火）	◆指定管理者公募開始 告示、市ウェブサイトで公開 ・募集要項、業務仕様書、指定管理者応募申請書等
	18日（木）	●指定管理者応募説明会（10:00～ 阪南市立総合体育館） ・現地見学会等
	下旬	●応募に関する質問受付（5/19～24） ●質問に対する回答（5/25～27） 市ウェブサイトで公表
6月	6日～15日	●応募申請受付（6/6～15） ・応募書類一次審査（確認） ・選定委員へ資料送付
	22日（木）	●第3回選定委員会【提案説明会】 ・応募事業者によるプレゼンテーション 第3会議室 18:00～20:00 ●第4回選定委員会 ・指定管理者候補者の決定 第3会議室 20:00～21:00
	下旬	●選定委員会から市へ指定管理者候補者選定の報告 ・選定結果通知（各応募事業者） ・指定管理者候補者と仮協定書締結
7月	下旬	●教育委員会へ報告（7月28日） ●指定管理者指定議案提出
8月	中旬	●指定管理者候補者選定内容を市ウェブサイトへ公表
9月	下旬	●議会議決（指定管理者の指定について）
10月	1日～	●指定管理者の指定告示 ●次期指定管理者への事務引継ぎ
R6 2月	上旬 下旬	●基本協定書の締結 ●令和6年度事業計画書の受領
3月	上旬 下旬	●年次協定書締結 ●広報はんなん3月号 掲載 ●社会体育施設事務所引継ぎ（鍵の引継ぎ）
4月	1日（土）	●指定管理者による指定管理スタート

(1) 本業務の実施状況

- 指定管理者の名称 ミズノグループ
- 代表者氏名 水野 明人
- 担当者氏名 上林 啓二

■ ミズノグループ構成

- 代表団体 美津濃株式会社
- 構成団体 ミズノスポーツサービス株式会社
- 構成団体 株式会社サクセス
- 構成団体 阪南市体育協会

- 年度の区分 平成31年度（平成H31年4月1日～令和2年3月31日）

■ 管理運営業務の実施状況

平成31年度は、ミズノグループが阪南市社会体育施設の指定管理者として3順目の指定を受けた初年度でした。本年度は、昨年度までの経験を踏まえ更に公の施設であるという認識のもとに市民の皆様が公平に且つ平等に利用することが出来るよう施設の運営に努めました。

少子高齢化が進むなか、私どもミズノグループが持つノウハウや経験を集約し、管理運営に活かすことで施設のさらなる利用増加を目指しました。

本年度より、総合体育館について週1回の休館日を月1回のみとして、営業日数を増加することで利用者の皆様の継続的な利用促進につなげています。

1) 状況報告

① 事業主様との連携強化

指定管理後も、市や国の行事等の開催につきましては、阪南市担当部署の意向を十分にふまえ、柔軟な対応で円滑な運営が出来るように心がけました。

大きな事故が起こらない様に常時、危険場所の点検を行いました。

特に熱中症には十分注意して熱中症指標計での計測を実施し、利用者に注意喚起の放送を実施しました。

<4月> 大阪府議会議員選挙開票場として、総合体育館を提供しました。

<7月> 参議院議員選挙開票場として、総合体育館を提供しました。

② 地域団体や地域スポーツクラブとの連携

活動場所の提供だけでなく、その活動が良好なコンディションで行うことが出来るよう利用環境の整備にも努めました。

<5月> 阪南市老人クラブ連合会グラウンドゴルフ選抜大会予選会場として中央運動広場を提供しました。

<10月> アルン西鳥取夢学舎の運動会会場として総合体育館を提供しました。

<10月> 泉南地区支援教育研究会 阪南・岬連合運動会会場として、総合体育館を提供しました。

1) ③ スポーツ大会の開催及び協力

ミズノグループの構成企業である阪南市体育協会が中心となり、例年通り阪南市総合体育大会・阪南スポーツフェスタ・阪南市健康マラソン大会等の開催に協力しました。

④ スポーツ推進委員協議会主催による11月のみんなのスポーツ祭への協力をしました。

大会参加賞として全員にフェイスタオルを提供しました。

⑤ 体育・スポーツ教室の開催

・指定事業

フィットネスA・フィットネスB・ニュースポーツ・元気アップ健康・幼児体育A・幼児体育Bの6教室は、阪南市体育協会主導で開催しました。

開催状況は別添のとおりです。 資料 (1)、(2)、(3)、(4)

障がい児(者)スポーツ教室・トレーニング講習会の二つは、ミズノ主導で開催しました。

開催状況は別添のとおりです。 資料 (5)、(6)、(7)

・自主事業

屋外テニススクール・インドアテニススクール・卓球スクール・バドミントンスクール・ヨガスクール・バレーボールスクール・スポーツバレエスクール・バスケットボールスクールの合計8教室をミズノ主導で開催しました。

開催状況は別添のとおりです。 資料 (8)

・独自のスポーツ大会、ミズノ・こどもスポーツ教室(単発)の開催

バドミントン大会・グラウンドゴルフ大会をミズノ主導で開催しました。

※ラージボール卓球大会・こどもスポーツ教室(走り方教室)を3月開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大予防対応のため開催を中止いたしました。

開催状況は別添のとおりです。 資料 (9)

⑥ スタッフ教育

・人事研修(DVD活用、ミズノ本社・他施設での研修参加)

安全管理、金銭管理、施設のリスク管理、人権、個人情報、電話対応、接客・接遇、自主事業(運動プログラム・商品知識)研修を実施しました。

・救命救急講習

プール運営に携わるスタッフを対象に、阪南消防署協力のもと講習会を実施しました。

⑦ プール開放

市内小・中学校・幼稚園・保育園・こども会・クラブチーム等への水泳環境の提供を行いました。

・一般開放プール3箇所(中央プール・尾崎プール・下荘プール)を管理運営しました。

・学校開放の対象プールとして、5箇所(中央プール・尾崎プール・下荘プール・上荘プール・和泉鳥取プール)を管理運営しました。

利用状況は別添のとおりです。 資料 (10)、(11)

1) ⑧ 施設の整理整頓及び危機管理

- ・利用者に安全なスポーツ活動環境を提供するためには、日常的な安全確保が最重要と考えています。従って、体育館の危険箇所を予め想定し、危険箇所の確認や使用機材の故障有無を1回/週のサイクルで目視点検しています。
- ・利用者への対策として、館内巡回・館内告知・館内放送などによる、こまめな案内の強化を実施しています。

⑨ 利用者の意見収集（期間/年間）

- ・体育館内にご意見収集用紙を置き、利用者の意見を収集し改善に努めています。
- ・3月に総合体育館利用者を対象にアンケートを実施しました。
収集したご意見を尊重し、出来るだけご意見に沿った運営を心掛けています。

⑩ 備品の充実

- ・本年度4月、現状老朽化しており、利用者アンケートからも要望が多かったトレーニングマシンの入れ替えを実施しました。身体を鍛えたい方、筋力をアップさせたい方、健康を維持したい方、楽しく運動をしたい方など、幅広い利用者に対応した使いやすい最新式のマシンを取り揃えることをコンセプトに構成しました。
- ・おもな入れ替えマシン
ランニングマシン4台、コードレスバイク2種類計7台、クロストレーナー3台、ウエイトマシン10台、車いすの方でも移乗が容易なニューステップを2台、ストレッチ感覚で行える電磁負荷式マシンポディリペアⅡを2台導入しました。
- ・令和2年度も利益確保に努め、備品の充実を行うことで利用者還元出来る様に努力します。

⑪ 広告・宣伝強化による知名度の向上

阪南市民への定期的な情報提供

- ・市の広報誌である「広報 はんなん」への記事掲載
ア) 指定事業（体育教室、障がい児(者)スポーツ教室、トレーニング講習会）への参加募集。
イ) 自主事業（ミズノスポーツスクール）への参加募集。
- ・ミズノ株式会社のホームページに本施設専用ページを作成し、利用案内等の情報を発信。
- ・桑畑テニスコートフェンスにミズノテニススクール生募集の横断幕を設置。
- ・阪南市体育協会の広報誌である「体協だより」へのミズノスポーツスクール生募集の記事掲載。

2) 苦情処理内容

報告すべきと考える苦情は以下です。

① 迷惑駐車について

- ・総合体育館の駐車場が手狭なため、総合体育館の利用者が、体育館向かいの商業施設「フーリン様」の駐車場に無断で駐車する。
- ・対応：混雑時は、フーリン様駐車場入口に「体育館利用者は進入禁止」の看板を設置。
：大会開催時は、大会関係者で駐車場係を配置して誘導を行う。
：体育館・中央運動広場で大会重複時は、大会関係者間で事前打ち合わせを行う。
：体育館駐車場フェンスに「満車時は第2駐車場へお回り下さい」「体育館利用者以外の駐車は固くお断りいたします」の看板を設置。

3) 個人情報の取扱い状況について

利用者の個人情報を取得する場合、業務上必要な範囲までとし、慎重に且つ厳重な管理をしております。

申請書などの情報の取扱いについても、持ち出しを認めず、施錠が可能なロッカーに保存する等の管理を行っております。

各種申請書にも個人情報の利用、取り扱いについて明記しました。

平成31年度において個人情報の漏洩等はなく、適切な管理が出来ました。

(2) 施設の利用状況

明細別紙 資料 (12)

(3) 管理経費等の収支状況

明細別紙 電気資料 (13)

水道資料 (14)

修繕費資料 (15)

(4) 施設の収入状況

明細別紙 資料 (16)

(5) 次年度への課題

① 危機管理対策

・事故やトラブル防止、危険個所の早期発見を目的に、日々の点検、巡回の実施。

・利用者への対策として、館内告知や館内放送によるこまめな案内の強化。

② 施設利用者増加対策

・総合体育館をよりたくさんの市民に知っていただくための情報発信の再検討として、市広報誌、ホームページ、パンフレット、地域コミュニティ誌の活用。

・既存ミズノスポーツスクールの改・廃の検討や、幼児・キッズやシニアを対象とする新たなスクール・運動教室・スポーツ塾等の開校、大会・イベント開催の検討。

・利用者ニーズの把握の為にアンケート調査回数を増やし運営改善に反映させていきます。

③ 経費削減対策

・電気・水道の使用料増加抑制対策として、こまめなスイッチングや、栓の開閉等で経費削減対応をしていきます。

・毎月各施設ごとに、電気・水道の使用量増減の推移をチェックし、効果要因を都度はかっています。

④ 体育館スタッフのスキルアップに研修、教育を行います。

・人権研修・個人情報研修・AEDを用いた救命救急講習・接遇研修・消防訓練・自主事業研修等を積極的に行います。

⑤ 各施設の経年劣化が著しく修繕箇所が増加

・総合体育館屋根の雨漏り、非常用放送設備、自家用予備発電装置、桑畑総合グラウンドの防球ネット、桑畑総合グラウンド・テニスコートの夜間照明点灯設備（システム）、他。

⑥ 2020年以降、水銀灯生産終了についての対応

・総合体育館の照明、桑畑総合グラウンド・テニスコートの夜間照明、各施設駐車場外灯、他。

平成31年度・総合体育館前期体育教室日程表

教室名		時間	曜日	月 日
フィットネス	A	9:30~11:00	月曜日	4月 8日・15日・22日
	B	13:15~14:45		5月 13日・20日・27日
幼児体育A		15:45~16:45		6月 3日・10日・17日・24日
				7月 1日・8日
ニュースポーツ		9:30~11:00	木曜日	4月 11日・18日・25日
元気アップ健康		13:30~15:00		5月 9日・16日・23日・30日
幼児体育B		15:45~16:45		6月 6日・13日・20日・27日
				7月 4日

各教室の実施種目

- ・フィットネスAおよびB（講師：細野・北川）
ストレッチ・ウォーキング・ジャンケンゲーム・脳トレーニング・ボール運動
ジャズ体操・レクダンス・筋肉トレーニング・ステップ等
- ・幼児体育AおよびB（講師：鎌田・白石・清本・宮本）
ストレッチ・とび箱・鉄棒・なわとび・長縄・ボール・リズム体操等
- ・ニュースポーツ（講師：白石・清本）
ストレッチ・ソフトバレーボール・ショートテニス・アジャタ・ファミリーバドミントン等
- ・元気アップ健康（講師：鎌田・白石）
卓球バレーボール・アジャタ・グラウンドゴルフ・パタンク・室内パタンク・ボール遊び
パタンクゴルフ・スローイングビンゴ等

フィットネスBは、小体育室で実施

各教室の実施予定種目については、変更することがあります。

平成31年度 総合体育館後期体育教室日程表

教室名		時間	曜日	月 日
フィットネス	A	9:30~11:00	月曜日	9月 2日・9日・30日
	B	13:15~14:45		10月 7日・21日・28日
幼児体育A		15:45~16:45		11月 11日・18日・25日
				12月 2日・9日・16日
ニュースポーツ		9:30~11:00	木曜日	9月 5日・12日・19日・26日
元気アップ健康		13:30~15:00		10月 3日・10日・17日・24日・31日
幼児体育B		15:45~16:45		11月 7日・14日・21日・

各教室の実施種目

- ・フィットネスAおよびB (講師: 細野・北川)
ストレッチ・ウォーキング・ジャンケンゲーム・脳トレーニング・ボール運動
ジャズ体操・レクダンス・筋肉トレーニング・ステップ等
- ・幼児体育AおよびB (講師: 鎌田・白石・清本・宮本)
ストレッチ・とび箱・鉄棒・なわとび・長縄・ボール・リズム体操等
- ・ニュースポーツ (講師: 白石・清本)
ストレッチ・ソフトバレーボール・ショートテニス・アジャタ・ファミリーバドミントン等
- ・元気アップ健康 (講師: 鎌田・白石)
卓球バレーボール・アジャタ・グラウンドゴルフ・ペタンク・室内ペタンク・ボール遊び
ペタンクゴルフ・スローイングビンゴ等

フィットネスBは、小体育室で実施

各教室の実施予定種目については、変更することがあります。

受講者様及び保護者様へのお願い

【各教室共通の注意事項】

1. 事前に健康状態をチェックして、異常のないことを確認してください。
2. あらかじめ異常がある時や実施中に異常を感じた時は、必ず申し出てください。
3. 熱中症予防のため、お茶等水分補給の用意をしてください。
4. 運動できる服装(ジーパン・キュロットは厳禁)と上履き用運動靴をご使用ください。
5. 子ども連れでの参加は、安全上、ご遠慮ください。
6. 出席時には、必ず受講カードを提出してください。遅れた時は、阪南市立総合体育館窓口へ提出してください。紛失した場合は申し出てください。
7. 教室を休む場合は、阪南市立総合体育館までご連絡ください。
8. 阪南市立総合体育館駐車場が満車の時は、第2駐車場をご利用ください。
9. 次の場合
 - ・フィットネスA、ニュースポーツについては午前8時現在
 - ・フィットネスB、元気アップ健康、幼児体育A・B、については正午現在「大雨警報又は暴風警報」が発令されている時、教室は休講します。
判断がつかない場合は、阪南市立総合体育館へ午前8時30分以降にお問い合わせください。
10. 天候等で日程が変更する場合があります。
11. 申し込みをキャンセルする場合は、●月●●日までに届け出てください。
●月●●日以降のキャンセルについては、参加費及び保険料の返金はできません。
12. 教室参加中に事故・障害が生じた場合は、応急処置を行います。加入保険(スポーツ傷害保険)範囲外の責任は一切負いません。

【幼児体育A・B保護者様への注意事項】

1. 幼児体育教室の受講者は、できるだけ幼稚園等で着用している短パンと運動靴をご使用ください。名札はTシャツまたはトレーナー(半袖・長袖自由)の胸部分に必ず縫いつけてください。また、初回は教室内容の説明がありますので、保護者同伴で出席してください。

阪南市立総合体育館 Tel. 471-5224

平成31年度障がい児(者)スポーツ教室開催要項

1. 目的 障がいのある方にスポーツを楽しむ機会を提供する及び各種の運動経験を広げてもらい体力の向上に役立てる。
障がいのある方やその家族が交流を深めスポーツに親しむ環境づくりを進める。
2. 主催 指定管理者ミズノグループ
※阪南市教育委員会の指定事業として、指定管理者ミズノグループがこの事業の運営を行なっています。
3. 共催 阪南市教育委員会
4. 内容 軽スポーツでは、総合体育館でニュースポーツの用具・トランポリンなどを使用。また、水泳ではプールで各人に応じた水遊びから泳力アップまでを指導し運動する楽しさを経験させる。
5. 日程

<軽スポーツ>	令和1年 6月 9日(日) 令和1年 9月15日(日) 令和1年11月17日(日) 令和2年 1月19日(日) 令和2年 3月 8日(日) 午前9時30分～11時30分
<水 泳>	令和1年 7月28日(日) 令和1年 8月 4日(日) 午前9時30分～11時30分
6. 場 所 阪南市立総合体育館・中央プール
7. 対 象 者 4歳以上、市内在住の障がい児(者)
8. 定 員 40人
9. 参 加 費 700円
10. 指 導 者 泉南支援学校教諭・スポーツ推進委員・HASPAL
11. 協 力 団 体 スポーツ推進委員協議会・HASPAL・社会福祉協議会・ガールスカウト
12. ボランティア 生涯スポーツ認定登録指導者・市民ボランティア

資料 (6)

平成31年度障がい児(者)スポーツ教室出席人数

	6/9 (日)	7/28(日)	7/28(日)	8/4(日)	9/15 (日)	11/17 (日)	平成31年 1/19(日)	平成31年 3/8(日)	合計
参加者	27	22	21	28	28	29			155
ボランティア	23	12	10	21	21	23		中	110
指導者	6	6	4	4	6	5			31
泉南支援学校講師	3	2	2	3	3	2		止	15
体育館スタッフ	3	3	3	3	3	2			17
合 計	62	45	40	61	59	61	0		328

平成31年度 トレーニング講習会実績

実施月	平成30年度 受講者数	実施日	回数	開講時間	受講者数	講習会収入
4月	15	4月11日(木)	4回	19:00~20:00	13	7,800
	15	4月20日(土)		15:00~16:00	10	6,000
	15	4月22日(月)		19:00~20:00	4	2,400
	10	4月27日(土)		15:00~16:00	13	7,800
5月	14	5月12日(日)	4回	15:00~16:00	8	4,800
	13	5月16日(木)		19:00~20:00	13	7,800
	10	5月18日(土)		15:00~16:00	10	6,000
	9	5月26日(日)		15:00~16:00	13	7,800
6月	15	6月9日(日)	4回	15:00~16:00	14	8,400
	15	6月15日(土)		15:00~16:00	14	8,400
	13	6月20日(木)		19:00~20:00	15	9,000
	15	6月23日(日)		15:00~16:00	13	7,800
7月	14	7月6日(土)	4回	15:00~16:00	13	7,800
	14	7月13日(土)		15:00~16:00	15	9,000
	3	7月18日(木)		19:00~20:00	15	9,000
	13	7月27日(土)		15:00~16:00	14	8,400
8月	10	8月4日(日)	4回	15:00~16:00	4	2,400
	0	8月11日(日)		15:00~16:00	8	4,800
	3	8月22日(木)		19:00~20:00	7	4,200
	13	8月24日(土)		15:00~16:00	3	1,800
9月	14	9月7日(土)	4回	15:00~16:00	14	8,400
	14	9月15日(日)		15:00~16:00	12	7,200
	11	9月21日(土)		15:00~16:00	12	7,200
	8	9月26日(木)		19:00~20:00	8	4,800
10月	7	10月5日(土)	4回	15:00~16:00	8	4,800
	13	10月12日(土)		15:00~16:00	13	7,800
	11	10月17日(木)		19:00~20:00	5	3,000
	14	10月26日(土)		15:00~16:00	8	4,800
11月	13	11月9日(土)	4回	15:00~16:00	11	6,600
	14	11月14日(木)		19:00~20:00	5	3,000
	7	11月17日(日)		15:00~16:00	4	2,400
	2	11月24日(日)		15:00~16:00	8	4,800
12月	5	12月7日(土)	4回	15:00~16:00	4	2,400
	7	12月14日(土)		15:00~16:00	4	2,400
	4	12月22日(日)		15:00~16:00	6	3,600
	3	12月26日(木)		19:00~20:00	8	4,800
1月	8	1月11日(土)	4回	11:30~12:30	4	2,400
	15	1月19日(日)		15:00~16:00	14	8,400
	7	1月23日(木)		19:00~20:00	6	3,600
	3	1月26日(日)		11:30~12:30	8	4,800
2月	11	2月9日(日)	4回	11:30~12:30	10	6,000
	6	2月15日(土)		11:30~12:30	4	2,400
	14	2月22日(土)		11:30~12:30	4	2,400
	6	2月27日(木)		19:00~20:00	8	4,800
3月	11	3月8日(日)	4回	11:30~12:30	13	7,800
	12	3月14日(土)		11:30~12:30	13	7,800
	7	3月19日(木)		19:00~20:00	3	1,800
	1	3月28日(土)		11:30~12:30	5	3,000
年間計	477				441	264,600

平成31年度ミズスクール参加者集計

種目	4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度	上期計	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度	下期計	年間計
卓球	112	115	116	107	100	97	647	106	103	102	96	97	82	586	1,233
バドミントン	54	55	53	50	46	50	308	46	45	49	41	34	32	247	555
バレーボール	41	40	32	37	28	39	217	46	60	51	57	38	15	267	484
入部・ツババエ	33	31	32	40	30	34	200	30	32	32	31	27	0	152	352
ヨカ	30	22	21	16	21	18	128	20	20	19	17	18	13	107	235
テニス(火)	9	10	14	9	11	12	65	8	10	13	8	8	9	56	121
テニス(木)	5	2	6	4	8	3	28	7	6	6	6	5	1	31	59
ソフトテニス	45	50	51	55	63	73	337	63	68	71	66	54	12	334	671
バスケットボール	77	75	73	72	70	85	452	76	80	84	78	58	0	376	828
計	406	400	398	390	377	411	2,382	402	424	427	400	339	164	2,156	4,538

平成31年度ミズスクール開催日数集計

種目	4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度	上期計	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度	下期計	年間計
卓球	4	4	4	4	4	4	24	4	4	4	4	4	4	24	48
バドミントン	4	4	4	4	4	4	24	4	4	4	4	4	4	24	48
バレーボール	4	4	4	4	4	4	24	4	4	4	4	4	4	24	48
入部・ツババエ	4	4	4	4	4	4	24	4	4	4	4	4	0	20	44
ヨカ	5	4	4	4	4	4	25	4	4	4	4	4	4	24	49
テニス(火)	3	3	4	3	4	2	19	4	4	3	3	3	3	20	39
テニス(木)	3	1	4	3	4	2	17	4	4	3	3	3	1	18	35
ソフトテニス	4	4	4	4	4	4	24	4	4	4	4	4	4	24	48
バスケットボール	4	4	4	4	4	4	24	4	4	4	4	4	0	20	44
計	35	32	36	34	36	32	205	36	36	34	34	34	24	198	403

■平成31年度 大会の開催

種目	対象	開催日	参加費	参加者人数
グラウンドゴルフ大会	一般	7月2日(火)	1000円(1名)	74名
		12月3日(火)	1000円(1名)	66名
バドミントン大会	一般	9月1日(日)	1000円(1名)	142名
		2月16日(日)	1000円(1名)	68名
ラージボール卓球大会	一般	3月20日(土)	1000円(1名)	中止

※3/20開催予定のラージボール卓球大会は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対応のため開催中止。

■平成31年度 単発教室、クリニックの開催

種目	対象	開催日	参加費/募集	参加者人数
走り方教室	年中～年長	3月31日(日)	参加費：1000円(1名) 募集：各回20名	中止
	小学1年～3年			

※新型コロナウイルス感染症拡大予防対応のため開催中止。

H31年一般開放プール利用料金実績

資料(10)

200
200
100
100

月/日	合計		中央プール			尾崎プール			下荘プール				
	おとな	子ども	おとな	入場料	子ども	おとな	入場料	子ども	おとな	入場料	子ども	入場料	計
07/20 土	8	62	3	7,800	24	2,400	3	600	24	2,400	2	400	3,000
07/21 日	20	102	5	14,200	44	4,400	3	600	20	2,000	12	2,400	2,600
07/22 月	6	104	1	11,600	37	3,700	2	400	34	3,400	3	600	3,800
07/23 火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07/24 水	18	233	4	26,900	85	8,500	5	1,000	64	6,400	9	1,800	7,400
07/25 木	20	184	13	22,400	97	9,700	4	800	50	5,000	3	600	5,800
07/26 金	28	213	12	26,900	102	10,200	6	1,200	56	5,600	10	2,000	6,800
07/27 土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07/28 日	32	122	16	18,600	69	6,900	7	1,400	35	3,500	9	1,800	4,900
07/29 月	18	156	5	19,200	75	7,500	5	1,000	44	4,400	8	1,600	5,400
07/30 火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07/31 水	12	149	7	17,300	59	5,900	2	400	58	5,800	3	600	6,200
08/01 木	28	138	8	19,400	48	4,800	15	3,000	61	6,100	5	1,000	9,100
08/02 金	12	83	3	10,700	32	3,200	4	800	25	2,500	5	1,000	3,300
08/03 土	25	89	6	13,900	31	3,100	15	3,000	48	4,800	4	800	7,800
08/04 日	26	82	16	13,400	50	5,000	7	1,400	17	1,700	3	600	3,100
08/05 月	21	73	14	11,500	44	4,400	4	800	10	1,000	3	600	1,800
08/06 火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
08/07 水	17	123	7	15,700	57	5,700	4	800	40	4,000	6	1,200	4,800
08/08 木	37	157	14	23,100	75	7,500	10	2,000	47	4,700	13	2,600	6,700
08/09 金	30	125	12	18,500	42	4,200	14	2,800	52	5,200	4	800	8,000
08/10 土	46	112	10	20,400	38	3,800	15	3,000	46	4,600	21	4,200	7,800
合計	404	2,307	156	311,500	1,009	100,900	125	25,000	731	73,100	123	24,600	98,100
													567
													81,300

※入場料は各プール おとな¥200 / 子ども¥100
※火曜日/定休日

H31年度 学校・団体 開放プール利用実績

月/日 曜日	合計		中央プール		尾崎プール		下荘プール		上荘プール		東島取プール		和泉島取プール	
	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども	大人	子ども
06/25 火	13	110	123	110	123	0	0	0	0	0	0	0	0	0
06/26 水	18	150	168	8	115	123	0	0	0	10	35	45	0	0
06/27 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
06/28 金	49	701	750	14	151	165	0	15	200	215	370	0	0	0
06/29 土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
06/30 日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07/01 月	37	630	667	8	82	90	0	23	448	471	106	0	0	0
07/02 火	28	220	248	0	0	0	0	8	100	108	140	0	0	0
07/03 水	80	960	1,040	8	72	80	15	153	168	270	212	0	25	285
07/04 木	97	1,172	1,269	14	163	177	27	187	214	471	407	0	0	0
07/05 金	102	1,306	1,408	11	198	209	15	153	168	448	273	0	25	285
07/06 土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07/07 日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07/08 月	78	879	957	20	388	408	15	149	164	58	264	289	8	20
07/09 火	52	586	638	0	0	0	27	191	218	45	350	370	0	0
07/10 水	40	479	519	8	117	125	15	149	164	13	200	212	0	0
07/11 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07/12 金	74	691	765	10	58	68	10	111	121	326	176	202	8	20
07/13 土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07/14 日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07/15 月	22	42	64	5	8	13	0	17	34	51	0	0	0	0
07/16 火	122	190	312	103	93	196	5	21	26	0	56	62	8	20
07/17 水	8	40	48	0	0	0	0	4	11	15	4	29	0	0
07/18 木	11	77	88	0	0	0	5	21	26	0	56	62	0	0
07/19 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07/20 土	17	62	79	0	0	0	0	0	0	0	62	79	0	0
07/21 日	39	39	78	30	30	60	0	0	0	0	9	18	0	0
07/22 月	7	42	49	0	0	0	7	42	49	0	0	0	0	0
07/23 火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07/24 水	44	253	297	4	20	24	13	42	55	57	134	150	0	0
07/25 木	26	196	222	10	62	72	0	0	0	0	134	150	0	0
07/26 金	24	155	179	0	0	0	7	42	49	57	66	62	0	0
07/27 土	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07/28 日	89	108	197	34	8	42	0	0	0	0	30	45	0	0
07/29 月	76	244	320	10	20	30	28	117	145	0	8	57	30	70
07/30 火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
07/31 水	45	178	223	10	20	30	24	101	125	57	68	0	0	0
08/01 木	7	42	49	0	0	0	7	42	49	0	0	0	0	0
08/02 金	39	174	213	0	0	0	28	117	145	57	68	0	0	0
08/03 土	5	7	12	5	7	12	0	0	0	0	0	0	0	0
08/04 日	39	38	77	29	8	37	0	0	0	30	40	0	0	0
08/05 月	20	58	78	13	16	29	7	42	49	0	0	0	0	0
08/06 火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
08/07 水	21	115	136	0	0	0	10	58	68	57	68	0	0	0
08/08 木	11	14	25	0	0	0	0	0	0	11	14	25	0	0
08/09 金	11	57	68	0	0	0	0	0	0	57	68	0	0	0
08/10 土	30	40	70	30	40	70	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,381	10,055	11,436	397	1,786	2,183	265	1,738	2,003	260	2,744	3,004	315	3,037
													0	0
													144	750
														894

平成31年度 施設利用者数

利用区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
総合体育館	団体 使用	3,411	3,324	3,553	3,679	2,320	3,263	4,192	3,630	2,785	2,669	2,782	1,921	37,529
	小体育室	1,572	1,349	1,684	1,415	1,198	1,582	1,378	1,974	1,433	1,200	1,187	760	16,732
	個人使用	1,151	1,200	1,068	1,113	1,190	1,053	1,064	1,225	1,010	1,230	1,126	1,683	14,113
	会議室	69	44	266	124	106	114	175	142	133	154	107	148	1,582
	トレーニング室	2,528	3,077	2,997	3,100	2,611	2,725	2,636	2,554	2,281	2,566	2,369	2,116	31,560
	体育館計	8,731	8,994	9,568	9,431	7,425	8,737	9,445	9,525	7,642	7,819	7,571	6,628	101,516
屋外施設	中央グラウンド	1,587	1,455	1,560	1,859	843	1,274	966	1,677	1,233	1,135	1,478	1,244	16,311
	桑畑グラウンド	1,068	1,162	1,022	2,153	2,099	3,174	1,187	1,367	1,285	532	440	1,128	16,617
	桑畑テニスコート	1,056	1,172	1,008	1,126	1,242	1,207	1,068	1,338	1,106	997	922	1,270	13,512
	市立テニスコート	241	221	202	246	372	582	603	834	728	517	374	316	5,236
	屋外施設計	3,952	4,010	3,792	5,384	4,556	6,237	3,824	5,216	4,352	3,181	3,214	3,958	51,676
プール	中央			411	2,282	655								3,348
	下荘			215	2,927	552								3,694
	尾崎			0	2,114	745								2,859
	上荘			415	2,937	0								3,352
	和泉鳥取			0	894	0								894
														0
	プール計	0	0	1,041	11,154	1,952	0	0	0	0	0	0	0	14,147
総計		12,683	13,004	14,401	25,969	13,933	14,974	13,269	14,741	11,994	11,000	10,785	10,586	167,339

平成31年度 電気使用量一覽表

項目	総合体育館		市立テニスコート		桑畑グラウンド		東島取プール		和泉島取プール		尾崎プール		上荘プール		下荘プール		合計		
	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	
4月	18,613	18,613	87	87	3,256	3,256	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	21	21,977	21,977
5月	19,308	37,921	63	150	3,602	6,858	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	47	22,999	44,976
6月	26,071	63,992	59	209	2,924	9,782	0	0	46	46	12	12	21	21	369	416	29,502	74,478	
7月	31,949	95,941	74	283	3,951	13,733	0	0	6,893	6,939	8,106	8,118	6,649	6,670	8,308	8,724	65,930	140,408	
8月	27,256	123,197	188	471	3,789	17,522	0	0	9,338	16,277	8,981	17,099	5,739	12,409	5,531	14,255	60,822	201,230	
9月	25,679	148,876	114	585	4,476	21,998	0	0	31	16,308	8	17,107	2	12,411	0	14,255	30,310	231,540	
10月	23,020	171,896	70	655	3,888	25,886	0	0	0	16,308	0	17,107	0	12,411	0	14,255	26,978	258,518	
11月	18,733	190,629	46	701	4,805	30,691	0	0	0	16,308	0	17,107	0	12,411	0	14,255	23,584	282,102	
12月	17,183	207,812	61	762	4,019	34,710	0	0	0	16,308	0	17,107	0	12,411	0	14,255	21,263	303,365	
1月	17,775	225,587	134	896	4,189	38,899	0	0	0	16,308	0	17,107	0	12,411	0	14,255	22,098	325,463	
2月	18,408	243,995	103	999	3,450	42,349	0	0	0	16,308	0	17,107	1	12,412	0	14,255	21,962	347,425	
3月	20,549	264,544	89	1,088	3,535	45,884	0	0	0	16,308	0	17,107	0	12,412	0	14,255	24,173	371,598	
合計	264,544		1,088	45,884			0	0	16,308		17,107		12,412		14,255		371,598		

平成31年度 電気使用料金一覽表

(税込)

項目	総合体育館		市立テニスコート		桑畑グラウンド		東島取プール		和泉島取プール		尾崎プール		上荘プール		下荘プール		合計	
	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計
4月	331,198	331,198	2,107	2,107	98,514	98,514	4,615	4,615	9,388	9,388	7,271	7,271	7,271	7,271	7,413	7,413	467,777	467,777
5月	337,492	668,690	1,533	3,640	101,453	199,967	4,625	9,240	9,388	18,776	7,271	14,542	7,271	14,542	7,532	14,945	476,565	944,342
6月	401,308	1,069,998	1,432	5,072	95,179	295,146	4,623	13,863	20,013	38,789	7,269	21,811	7,410	21,952	19,368	34,313	556,602	1,500,944
7月	481,932	1,551,930	1,777	6,849	107,718	402,864	4,621	18,484	139,091	177,880	158,181	179,992	132,712	154,564	164,070	198,383	1,190,102	2,691,046
8月	427,225	1,979,155	4,794	11,643	105,521	508,385	4,618	23,102	187,126	365,006	184,208	364,200	116,517	271,181	114,975	313,358	1,144,984	3,836,030
9月	406,044	2,385,199	2,677	14,320	111,187	619,572	4,615	27,717	9,749	374,755	7,261	371,461	7,261	278,442	7,261	320,619	556,055	4,392,085
10月	356,584	2,741,783	1,648	15,968	102,809	722,381	4,614	32,331	9,377	384,132	7,260	378,721	7,260	285,702	7,269	327,888	496,821	4,888,906
11月	316,741	3,058,524	1,111	17,079	111,589	833,970	4,699	37,030	9,555	393,687	7,394	386,115	7,394	293,096	7,394	335,282	465,877	5,354,783
12月	301,560	3,360,084	1,459	18,538	104,990	938,960	4,698	41,728	9,549	403,236	7,393	393,508	7,393	300,489	7,393	342,675	444,435	5,799,218
1月	306,112	3,666,196	3,234	21,772	106,156	1,045,116	4,697	46,425	9,548	412,784	7,392	400,900	7,392	307,881	7,392	350,067	451,923	6,251,141
2月	319,629	3,985,825	2,427	24,199	99,938	1,145,054	4,696	51,121	9,547	422,331	7,391	408,291	7,391	315,272	7,391	357,458	458,410	6,709,551
3月	339,891	4,325,716	2,100	26,299	100,580	1,245,634	4,696	55,817	9,547	431,878	7,391	415,682	7,391	322,663	7,391	364,849	478,987	7,188,538
合計	4,325,716		26,299	1,245,634			55,817	431,878	415,682	322,663	415,682	322,663	322,663	364,849	7,188,538		7,188,538	

平成31年度 水道使用量一覽表

項目	総合体育館		市立テニスコート		桑畑グラウンド		東島取プール		和泉島取プール		尾崎プール		上荘プール		下荘プール		合計	
	使用月	請求月	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計
4月	5月	125	125	3	3	24	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0	152	152
5月	6月	86	211	2	5	20	44	44	0	0	0	0	0	0	0	0	108	260
6月	7月	103	314	2	7	21	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0	126	386
7月	8月	885	1,199	1	8	21	86	86	0	603	603	1,560	958	788	788	4,816	5,202	
8月	9月	852	2,051	3	11	48	134	134	0	326	929	2,270	3,830	449	1,407	4,457	9,659	
9月	10月	248	2,299	6	17	29	163	163	0	929	929	462	4,292	313	1,407	1,058	10,717	
10月	11月	88	2,387	1	18	54	217	217	0	929	929	4,292	4,292	1,407	1,407	143	10,860	
11月	12月	95	2,482	2	20	21	238	238	0	929	929	4,292	4,292	1,407	1,407	118	10,978	
12月	1月	94	2,576	2	22	25	263	263	0	929	929	4,292	4,292	1,407	1,407	121	11,099	
1月	2月	80	2,656	2	24	23	286	286	0	929	929	4,292	4,292	1,407	1,407	105	11,204	
2月	3月	84	2,740	2	26	20	306	306	0	929	929	4,292	4,292	1,407	1,407	106	11,310	
3月	4月	73	2,813	2	28	25	331	331	0	929	929	4,292	4,292	1,407	1,407	100	11,410	
合計		2,813		28		331		0		929		4,292		1,407		1,610		11,410

平成31年度 水道使用料金一覽表

(税込)

項目	総合体育館		市立テニスコート		桑畑グラウンド		東島取プール		和泉島取プール		尾崎プール		上荘プール		下荘プール		合計	
	使用月	請求月	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計
4月	5月	60,719	60,719	3,519	3,519	4,464	4,464	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68,702	68,702
5月	6月	38,702	99,421	3,519	7,038	3,530	7,994	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45,751	114,453
6月	7月	47,651	147,072	3,519	10,557	3,764	11,758	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54,934	169,387
7月	8月	558,945	706,017	3,519	14,076	3,764	15,522	0	236,479	236,479	642,921	387,852	315,881	315,881	2,149,361	2,318,748		
8月	9月	536,777	1,242,794	3,519	17,595	10,782	26,304	0	119,208	355,687	943,506	1,586,427	172,362	560,214	197,763	513,644	1,983,917	4,302,665
9月	10月	136,477	1,379,271	3,519	21,114	5,630	31,934	0	355,687	355,687	178,071	1,764,498	560,214	560,214	114,785	628,429	438,482	4,741,147
10月	11月	39,726	1,418,997	3,519	24,633	12,620	44,554	0	355,687	355,687	1,764,498	1,764,498	560,214	560,214	628,429	55,865	4,797,012	
11月	12月	46,075	1,465,072	3,585	28,218	3,834	48,388	0	355,687	355,687	1,764,498	1,764,498	560,214	560,214	628,429	53,494	4,850,506	
12月	1月	45,520	1,510,592	3,585	31,803	4,784	53,172	0	355,687	355,687	1,764,498	1,764,498	560,214	560,214	628,429	53,889	4,904,395	
1月	2月	37,743	1,548,335	3,585	35,388	4,309	57,481	0	355,687	355,687	1,764,498	1,764,498	560,214	560,214	628,429	45,637	4,950,032	
2月	3月	39,965	1,588,300	3,585	38,973	3,596	61,077	0	355,687	355,687	1,764,498	1,764,498	560,214	560,214	628,429	47,146	4,997,178	
3月	4月	33,855	1,622,155	3,585	42,558	4,784	65,861	0	355,687	355,687	1,764,498	1,764,498	560,214	560,214	628,429	42,224	5,039,402	
合計		1,622,155		42,558		65,861		0	355,687		1,764,498		560,214		628,429		5,039,402	

平成31年度設備・備品等の修繕状況

月	施設	項目(内容)	金額(税込)
4月	体育館	機械警備機器撤去費	70,200
	桑畑グラウンド	機械警備機器撤去費	60,480
	桑畑グラウンド	管理棟内窓 ブラインド取付	46,440
5月	体育館	第2駐車場 U字溝グレーチング設置	19,224
6月	体育館	大体育室山側窓 網戸取り付け	121,500
	体育館	トレーニング室 ランニングマシン メインスイッチ交換	6,750
7月	体育館	大体育室西側窓 網戸取付	121,500
	体育館	事務室・会議室雨漏り対応修理 (小体育室廻りドレン清掃)	64,800
8月	体育館	券売機札詰まり・硬貨回収異常修理	25,920
9月	市営プール	各プール各種修繕工事	3,294,000
	体育館	煙感知器取替修理	41,040
	体育館	給排水衛生設備修理	102,600
10月	体育館	大体育室窓ブラインド取替2カ所	71,500
	体育館	小体育室放送設備不具合修理	8,100
	体育館	桑畑夜間照明カード発行機不具合修理	71,500
	桑畑テニスコート	人工芝ジョイント部部分補修7カ所、その他メンテナンス	75,600
	桑畑テニスコート	コート内サインポール2カ所撤去	4,950
11月	中央G	トイレ配管交換工事	154,000
	体育館	公用車修理	6,600
12月	体育館	事務室エアコン取替工事	605,000
	体育館	トレーニング室 コアトレチェアモーター交換	48,620
	中央G	トイレ配管修理追加工事	49,500
1月	体育館	消防設備不備箇所改修 (自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、誘導灯・標識)	396,000
	尾崎プール	プールサイド散水栓配管漏水修理	250,195
2月	体育館	消防設備不備箇所改修 (屋内・屋外消火栓設備)	346,500
	体育館	事務室・会議室天井ボード張替え修理	46,200
	体育館	女子トイレ和式便器洗浄管4カ所取替工事	71,500
	体育館	駐車場グレーチング止め金具補修	6,600
	尾崎プール	水道メイン配管漏水修理	93,005
	上荘プール	集毛器取替工事	701,800
3月	体育館	大体育室雨漏り修理	33,000
	桑畑テニスコート	通路マンホール周囲コンクリート補修	24,200
	合計		7,038,824

指定管理者収支報告書(平成31年度計)

単位:円

項目	内訳	計画額	平成31年度	備考
指定管理料	合計	56,680,000	61,500,615	
	総合体育館	35,490,000		
	グラウンド	7,560,000		
	テニスコート	1,160,000		
	プール	12,470,000		
利用料金収入	合計	16,640,000	16,076,480	
	総合体育館	12,630,000	11,941,580	
	グラウンド	1,220,000	1,139,500	
	テニスコート	2,340,000	2,683,900	
	プール	450,000	311,500	
その他	市の指定自業,物販	7,220,000	11,524,035	
収入計(A)		80,540,000	89,101,130	
人件費		22,290,000	23,843,112	
消耗品費	事務消耗品等	920,000	1,378,672	
旅費	職員外出交通費	90,000	50,080	
通信費	電話・郵便・インターネット等	650,000	700,228	
印刷製本費	教室チラシ等	380,000	234,560	
修繕費	設備・備品修繕等	3,000,000	7,038,824	
光熱水費	電気・水道・ガス	12,000,000	12,386,462	
医薬材料費	7-1塩素等	980,000	753,840	
賃借料	リース料	4,190,000	3,752,991	
保険料	施設賠償・7-17傷害保険等	850,000	943,291	
謝礼金			0	
負担金			0	
委託料	体協・サクセス・シルバー など	29,390,000	30,082,291	
原材料費	指定自業経費・物販原価	3,950,000	7,672,819	
管理費	本部管理費	830,000	964,588	
備品費	備品購入等		97,137	
手数料	振込手数料他		713,453	
保守料	パソコ保守など		932,261	
租税公課	消費税他	1,020,000	739,794	
支出合計(B)		80,540,000	92,284,403	
収支(A)-(B)		0	-3,183,273	

令和2年度 阪南市社会体育施設指定管理者事業報告書

(1) 本業務の実施状況

- 指定管理者の名称 ミズノグループ
- 代表者氏名 水野 明人
- 担当者氏名 上林 啓二

■ ミズノグループ構成

- 代表団体 美津濃株式会社
- 構成団体 ミズノスポーツサービス株式会社
- 構成団体 株式会社サクセス
- 構成団体 阪南市体育協会

- 年度の区分 令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

■ 管理運営業務の実施状況

令和2年度は、ミズノグループが阪南市社会体育施設の指定管理者として3順目の指定を受けた2年目でした。本年度は、昨年度までの経験を踏まえ更に公の施設であるという認識のもとに市民の皆様が公平に且つ平等に利用することが出来るよう施設の運営に努めました。

少子高齢化が進むなか、私どもミズノグループが持つノウハウや経験を集約し、管理運営に活かすことで施設のさらなる利用増加を目指しました。

また、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により施設の臨時休館(休場)や、時短営業等の制限付きでの営業、各団体様主催の大会・イベント等の中止や制限付きでの開催が相次ぎ、施設を管理運営する上でも大変な一年となりました。

1) 状況報告

① 事業主様、地域団体様、地域スポーツクラブ様との連携強化

指定管理後も、市や国の行事等の開催につきましては、阪南市担当部署の意向を十分にふまえ、柔軟な対応で円滑な運営が出来るように心がけました。

また、活動場所の提供だけでなく、その活動が良好なコンディションで行うことが出来るよう利用環境の整備にも努めました。

- <9月> 舞小学校2年生の課外授業『まち探検』の受け入れ。館内案内、質問に回答をしました。
- <10月> アルン西鳥取夢学舎の運動会会場として総合体育館を提供しました。
- <11月> 阪南市長選挙開票場として、総合体育館を提供しました。
- <11月> 『はんなん家族マイレージ』に、記念品の提供をしました。

② スポーツ大会の開催及び協力

毎年開催に協力しております、ミズノグループの構成団体である阪南市体育協会が中心となり開催の阪南市総合体育大会・阪南スポーツフェスタ・阪南市健康マラソン大会、スポーツ推進委員協議会主催によるみんなのスポーツ祭は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対応のため中止となりました。

③ 体育・スポーツ教室の開催

・指定事業

毎年阪南市体育協会主導で開催しております体育教室（前期・後期/各12回）、ミズノ主導で開催しております障がい児（者）スポーツ教室（全7回）は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対応のため中止といたしました。

また、トレーニング初回講習会（月4回/定員各回15名）ですが、新型コロナウイルス感染症拡大予防対応のため、4月・5月・6月は中止、7月以降は定員を15名から7名に制限して開催しました。

開催状況は、別紙 資料（1）

・自主事業

屋外テニススクール・インドアテニススクール・卓球スクール・バドミントンスクール・バレーボールスクール
ヨガスクール・スポーツバレエスクール、バスケットボールスクールの8教室をミズノ主導で開催しました。

新型コロナウイルス感染症拡大予防対応のため、一般スクールは4月・5月は中止とし6月より再開、ジュニアスクールは4月・5月・6月は中止、7月より再開しました。

開催状況は、別紙 資料（2）

・独自のスポーツ大会、ミズノ・こどもスポーツ教室（単発）の開催

毎年開催しておりますスポーツ大会（バドミントン・卓球・グラウンドゴルフ等）、こどもスポーツ教室（走り方教室等）ですが、新型コロナウイルス感染症拡大予防対応のため全て中止としました。

④ スタッフ教育

・人事研修（DVD活用、ミズノ本部主導による研修にWEBでの研修参加）

安全管理、金銭管理、施設のリスク管理、人権、個人情報、電話対応、接客・接遇、自主事業（運動プログラム・商品知識）研修を実施しました。

・消防訓練（消火・通報・避難）の年2回の実施

⑤ プール開放

・本年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防対応のため全てのプールにおきまして、学校・その他団体への開放、一般開放とも中止いたしました。

⑥ 施設の整理整頓及び危機管理

・利用者に安全なスポーツ活動環境を提供するためには、日常的な安全確保が最重要と考えています。従って、体育館の危険箇所を予め想定し、危険箇所の確認や使用機材の故障有無を週1回のサイクルで目視点検を実施しています。

・利用者への対策として、館内巡回・館内告知・館内放送などによる、こまめな案内の強化を実施しています。特に熱中症には十分注意をして、熱中症指標計での計測を実施し、利用者に注意喚起の放送を実施しました。

⑦ 利用者の意見収集

・体育館内にご意見収集用紙を置き、利用者の意見を収集し改善に努めています。

・3月に総合体育館利用者を対象にアンケートを実施しました。

収集したご意見を尊重し、出来るだけご意見に沿った運営を心掛けています。

⑧ 広告・宣伝強化による知名度の向上

阪南市民への定期的な情報提供

- ・市の広報誌である「広報 はんなん」への記事掲載
 - ア) 指定事業（体育教室、障がい児(者)スポーツ教室、トレーニング講習会）への参加募集。
 - イ) 自主事業（ミズノスポーツスクール）への参加募集。
- ・ミズノ株式会社のホームページに本施設専用ページを作成し、利用案内等の情報を発信。
- ・阪南市体育協会の広報誌である「体協だより」へのミズノスポーツスクール生募集の記事掲載。

2) 苦情処理内容

報告すべきと考える苦情は以下です。

① 迷惑駐車について

- ・総合体育館の駐車場が手狭なため、総合体育館の利用者が、体育館向かいの商業施設「フーリン様」の駐車場に無断で駐車する。
- ・対応：混雑時は、フーリン様駐車場入口に「体育館利用者は進入禁止」の看板を設置。
 - ：大会開催時は、大会関係者で駐車場係を配置して誘導を行う。
 - ：体育館・中央運動広場で大会重複時は、大会関係者間で事前打ち合わせを行う。
 - ：体育館駐車場フェンスに「満車時は第2駐車場へお回り下さい」「体育館利用者以外の駐車は固くお断りいたします」の看板を設置。

3) 個人情報の取扱い状況について

- ① 利用者の個人情報を取得する場合、業務上必要な範囲までとし慎重に且つ厳重な管理をしております。
 - ・申請書などの情報の取扱いについても、持ち出しを認めず施錠が可能なロッカーに保存する等の管理を行っております。
 - ・各種申請書にも個人情報の利用、取り扱いについて明記しました。
 - ・令和2年度において個人情報の漏洩等はなく、適切な管理が出来ました。

(2) 施設の利用状況

明細別紙 資料 (3)

(3) 管理経費等の収支状況

明細別紙 電気資料 (4)

水道資料 (5)

修繕費資料 (6)

(4) 施設の収支状況

明細別紙 資料 (7)

(5) 次年度への課題

① 施設利用者増加対策

- ・総合体育館をよりたくさんの市民に知っていただくための情報発信の再検討として、市広報誌、ホームページ、パンフレット、地域コミュニティ誌の活用。
- ・既存ミズノスポーツスクールの改・廃の検討や、幼児・キッズやシニアを対象とする新たなスクール・運動教室・スポーツ塾等の開校、大会・イベント開催の検討。
- ・利用者ニーズの把握の為のアンケート調査回数を増やし運営改善に反映させていきます。

- ② 経費削減対策
 - ・電気・水道の使用料増加抑制対策として、こまめなスイッチングや、栓の開閉等で経費削減対応を実施していきます。
 - ・毎月各施設ごとに、電気・水道の使用量増減の推移をチェックし、効果要因を都度はかっけていきます。

- ③ 体育館スタッフのスキルアップに研修、教育を行います。
 - ・人権研修・個人情報研修・A E Dを用いた救命救急講習・接遇研修・消防訓練・自主事業研修等を積極的に実施いたします。

- ④ 危機管理対策
 - ・事故やトラブル防止、危険個所の早期発見を目的に、日々の点検、巡回の実施。
 - ・利用者への対策として、館内告知や館内放送によるこまめな案内の強化の実施。

- ⑤ 各施設の経年劣化が著しく修繕箇所が増加
 - ・総合体育館屋根の雨漏り、非常用放送設備、自家用予備発電装置、等。
 - ・桑畑総合グラウンド・テニスコートの夜間照明点灯設備、防球ネット、人工芝の張替え、等。

- ⑥ 水銀灯の生産終了についての対応
 - ・総合体育館の照明、桑畑総合グラウンド・テニスコートの夜間照明、各施設駐車場外灯、他。

- ⑦ 新型コロナウイルス感染症対策
 - ・現在実施中の感染症対策を今後につきましても継続して実施しながら利用者の皆様にとって、安全・安心な施設運営を実施して行きます。

令和2年度 トレーニング講習会実績

実施月	令和1年度 受講者数	実施日	回数	開講時間	受講者数	講習会収入
4月	13	中止	0回	—	0	0
	10	中止		—	0	0
	4	中止		—	0	0
	13	中止		—	0	0
5月	8	中止	0回	—	0	0
	13	中止		—	0	0
	10	中止		—	0	0
	13	中止		—	0	0
6月	14	中止	0回	—	0	0
	14	中止		—	0	0
	15	中止		—	0	0
	13	中止		—	0	0
7月	13	7月11日(土)	4回	13:30~14:30	6	3,600
	15	7月18日(土)		13:30~14:30	7	4,200
	15	7月26日(日)		13:30~14:30	6	3,600
	14	7月30日(木)		19:00~20:00	6	3,600
8月	4	8月9日(日)	4回	13:30~14:30	6	3,600
	8	8月22日(土)		13:30~14:30	7	4,200
	7	8月27日(木)		19:00~20:00	7	4,200
	3	8月30日(日)		13:30~14:30	5	3,000
9月	14	9月6日(日)	4回	13:30~14:30	7	4,200
	12	9月12日(土)		13:30~14:30	5	3,000
	12	9月17日(木)		19:00~20:00	6	3,600
	8	9月27日(日)		13:30~14:30	7	4,200
10月	8	10月10日(土)	4回	13:30~14:30	6	3,600
	13	10月17日(土)		13:30~14:30	5	3,000
	5	10月25日(日)		13:30~14:30	3	1,800
	8	10月29日(木)		19:00~20:00	6	3,600
11月	11	11月7日(土)	4回	13:30~14:30	6	3,600
	5	11月14日(土)		13:30~14:30	6	3,600
	4	11月22日(日)		13:30~14:30	2	1,200
	8	11月26日(木)		19:00~20:00	0	0
12月	4	12月6日(日)	4回	13:30~14:30	6	3,600
	4	12月13日(日)		13:30~14:30	1	600
	6	12月17日(木)		19:00~20:00	4	2,400
	8	12月20日(日)		13:30~14:30	0	0
1月	4	1月17日(日)	4回	11:30~12:30	7	4,200
	14	1月24日(日)		15:00~16:00	1	600
	6	1月28日(木)		19:00~20:00	4	2,400
	8	1月30日(土)		11:30~12:30	4	2,400
2月	10	2月7日(日)	4回	11:30~12:30	3	1,800
	4	2月13日(土)		11:30~12:30	7	4,200
	4	2月21日(日)		11:30~12:30	2	1,200
	8	2月28日(日)		19:00~20:00	1	600
3月	13	3月7日(日)	4回	11:30~12:30	6	3,600
	13	3月14日(日)		11:30~12:30	7	4,200
	3	3月20日(土・祝)		19:00~20:00	1	600
	5	3月27日(土)		11:30~12:30	2	1,200
年間計	441				165	99,000

令和2年度ミズスクール参加者集計

種目	4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度	上期計	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度	下期計	年間計
卓球	19	0	69	85	79	78	330	73	73	70	77	79	74	446	776
バドミントン	7	0	23	32	32	38	132	33	40	40	39	38	44	234	366
バレーボール	0	0	20	45	41	45	151	47	56	56	49	50	46	304	455
スポーツバレー	0	0	0	19	20	18	57	19	20	16	16	16	14	101	158
ヨカ	1	0	3	8	11	8	31	8	7	7	7	8	6	43	74
テニス(火)	0	0	6	4	7	8	25	8	5	8	6	6	10	43	68
テニス(木)	0	0	2	8	6	4	20	7	11	12	12	8	24	74	94
インドアテニス	2	0	11	57	51	57	178	55	60	57	49	46	52	319	497
バスケットボール	0	0	0	48	42	44	134	47	40	57	58	56	66	324	458
計	29	0	134	306	289	300	1,058	297	312	323	313	307	336	1,888	2,946

令和2年度ミズスクール開催日数集計

種目	4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度	上期計	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度	下期計	年間計
卓球	1	0	3	4	4	4	16	4	4	4	4	4	4	24	40
バドミントン	1	0	3	4	4	4	16	4	4	4	4	4	4	24	40
バレーボール	0	0	4	4	4	4	16	4	4	4	4	4	4	24	40
スポーツバレー	0	0	0	4	4	4	12	4	4	4	4	4	4	24	36
ヨカ	1	0	3	3	4	4	15	4	4	4	4	4	3	23	38
テニス(火)	0	0	3	2	4	2	11	4	3	4	3	3	4	21	32
テニス(木)	0	0	2	4	4	3	13	3	4	4	4	4	4	23	36
インドアテニス	1	0	4	4	4	4	17	4	4	4	4	4	4	24	41
バスケットボール	0	0	0	4	4	4	12	4	4	4	4	4	4	24	36
計	4	0	22	33	36	33	128	35	35	36	35	35	35	211	339

令和2年度 施設利用者数

利用区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
総合体育館	団体 使用	470	353	2,700	2,607	2,282	2,371	3,365	2,475	1,643	1,903	2,069	2,865	25,103
	小体育室	253	118	1,484	1,274	1,115	1,275	1,451	1,175	720	498	414	1,096	10,873
	個人使用	304	0	843	915	686	821	934	881	543	569	635	863	7,994
	会議室	7	0	60	39	31	85	76	54	84	90	70	143	739
	トレーニング室	432	0	1,236	1,701	1,497	1,601	1,662	1,565	1,291	1,264	1,236	1,469	14,954
	体育館計	1,466	471	6,323	6,536	5,611	6,153	7,488	6,150	4,281	4,324	4,424	6,436	59,663
	中央グラウンド	264	511	1,239	1,470	1,368	2,043	1,243	1,287	1,177	832	1,440	1,055	13,929
	桑畑グラウンド	295	221	1,052	1,615	2,616	1,698	1,000	2,275	814	161	988	996	13,731
	桑畑テニスコート	288	537	1,131	730	1,293	857	1,128	1,245	1,163	1,176	1,203	1,251	12,002
	市立テニスコート	95	109	834	256	673	722	205	676	431	150	701	505	5,357
屋外施設計	942	1,378	4,256	4,071	5,950	5,320	3,576	5,483	2,319	2,319	4,332	3,807	45,019	
プール	中央													0
	下荘													0
	尾崎													0
	上荘													0
	和泉鳥取													0
														0
プール計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総計	2,408	1,849	10,579	10,607	11,561	11,473	11,064	11,633	7,866	6,643	8,756	10,243	104,682	

令和2年度 電気使用量一覧表

(Kwh)

項目	総合体育館		市立アニスコート		桑畑グラウンド		東鳥取プール ※9月分より休止層提出		和泉鳥取プール ※9月分より休止層提出		尾崎プール		上荘プール		下荘プール		合計		
	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	
4月	6,560	6,560	76	76	2,029	2,029	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,665
5月	4,188	10,748	53	129	2,293	4,322	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,534
6月	23,103	33,851	60	189	3,068	7,390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26,231
7月	23,693	57,544	63	252	3,122	10,512	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26,878
8月	22,969	80,513	197	449	4,209	14,721	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,375
9月	23,928	104,441	117	566	3,158	17,879	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,203
10月	20,305	124,746	61	627	3,228	21,107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,594
11月	17,853	142,599	49	676	3,720	24,827	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,622
12月	14,539	157,138	73	749	3,799	28,626	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,411
1月	14,777	171,915	161	910	3,227	31,853	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,165
2月	14,777	186,692	112	1,022	3,227	35,080	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,116
3月	18,119	204,811	84	1,106	3,403	38,483	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,606
合計	204,811		1,106		38,483		0		0		0		0		0		0		244,400

令和2年度 電気使用料金一覧表

(税込)

項目	総合体育館		市立アニスコート		桑畑グラウンド		東鳥取プール ※9月分より休止層提出		和泉鳥取プール ※9月分より休止層提出		尾崎プール		上荘プール		下荘プール		合計		
	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	
4月	206,100	206,100	1,796	1,796	88,546	88,546	4,695	4,695	9,546	9,546	7,390	7,390	7,390	7,390	7,390	7,390	7,390	7,390	332,853
5月	183,560	389,660	1,263	3,059	90,660	179,206	4,695	9,390	9,546	19,092	7,390	14,780	7,390	14,780	7,390	14,780	7,390	14,780	311,894
6月	363,357	753,017	1,425	4,484	96,744	275,950	4,695	14,085	9,546	28,638	7,390	22,170	7,390	22,170	7,390	22,170	7,390	22,170	497,937
7月	385,943	1,138,960	1,492	5,976	100,387	376,337	4,694	18,779	9,518	38,156	7,388	29,559	7,388	29,559	7,388	29,559	7,388	29,559	524,201
8月	374,227	1,513,187	4,999	10,975	109,810	486,147	2,011	20,790	4,090	42,246	7,388	36,947	7,388	36,947	7,388	36,947	7,388	36,947	517,301
9月	378,244	1,891,431	2,707	13,682	99,856	586,003	20,790	20,790	42,246	42,246	7,385	44,332	7,385	44,332	7,385	44,332	7,385	44,332	502,962
10月	307,858	2,199,289	1,408	15,090	95,976	681,979	20,790	20,790	42,246	42,246	7,380	51,712	7,380	51,712	7,380	51,712	7,380	51,712	427,382
11月	279,657	2,478,946	1,120	16,210	97,541	779,520	20,790	20,790	42,246	42,246	7,374	59,086	7,374	59,086	7,374	59,086	7,374	59,086	400,440
12月	246,770	2,725,716	1,626	17,836	96,799	876,319	20,790	20,790	42,246	42,246	7,369	66,455	7,369	66,455	7,369	66,455	7,369	66,455	367,302
1月	246,357	2,972,073	3,736	21,572	85,807	962,126	20,790	20,790	42,246	42,246	7,366	73,821	7,366	73,821	7,366	73,821	7,366	73,821	357,998
2月	246,357	3,218,430	2,457	24,029	85,807	1,047,933	20,790	20,790	42,246	42,246	7,367	81,188	7,367	81,188	7,367	81,188	7,367	81,188	356,722
3月	276,669	3,495,099	1,868	25,897	87,587	1,135,520	20,790	20,790	42,246	42,246	7,369	88,557	7,369	88,557	7,369	88,557	7,369	88,557	388,231
合計	3,495,099		25,897		1,135,520		20,790		42,246		88,557		88,557		88,557		88,557		4,985,223

令和2年度 水道使用量一覧表

項目	総合体育館		市立テニスコート		桑畑グラウンド		東鳥取プール		和泉鳥取プール		尾崎プール		上荘プール		下荘プール		合計	
	使用月	請求月	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計
4月	5月	73	73	2	25	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100
5月	6月	21	94	2	10	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	133
6月	7月	59	153	2	17	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	211
7月	8月	63	216	4	26	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	304
8月	9月	55	271	13	27	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95	399
9月	10月	49	320	7	38	143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94	493
10月	11月	64	384	3	24	167	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91	584
11月	12月	74	458	2	36	203	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112	696
12月	1月	72	530	1	26	229	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	795
1月	2月	51	581	2	19	248	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	867
2月	3月	65	646	2	18	266	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	952
3月	4月	77	723	1	30	296	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108	1,060
合計		723		41	296		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,060	

令和2年度 水道使用料金一覧表

(税込)

項目	総合体育館		市立テニスコート		桑畑グラウンド		東鳥取プール		和泉鳥取プール		尾崎プール		上荘プール		下荘プール		合計	
	使用月	請求月	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計
4月	5月	33,855	33,855	3,585	4,784	4,784	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42,224	42,224
5月	6月	8,239	42,094	3,596	3,585	8,369	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,420	57,644
6月	7月	26,077	68,171	3,585	10,766	3,596	11,965	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33,258	90,902
7月	8月	28,300	96,471	3,585	14,351	5,022	16,987	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36,907	127,809
8月	9月	23,855	120,326	3,585	17,936	5,259	22,246	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,699	160,508
9月	10月	20,619	140,945	3,585	21,521	8,198	30,444	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,402	192,910
10月	11月	28,855	169,800	3,585	25,106	4,546	34,990	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36,986	229,896
11月	12月	34,410	204,210	3,585	28,691	7,642	42,632	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45,637	275,533
12月	1月	33,299	237,509	3,585	32,276	5,022	47,654	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41,906	317,439
1月	2月	21,634	259,143	3,585	35,861	3,596	51,250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28,815	346,254
2月	3月	29,410	288,553	3,585	39,446	3,596	54,846	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36,591	382,845
3月	4月	36,076	324,629	3,585	43,031	5,972	60,818	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45,633	428,478
合計		324,629		43,031	60,818		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	428,478	

令和2年度設備・備品等の修繕状況

月	施設	項目(内容)	金額(税込)
4月			
5月	市立テニスコート	北面フェンス改修工事	1,005,400
	桑畑テニスコート	人工芝部分補修・メンテナンス	77,000
	桑畑テニスコート	テニスコート通路段差補修	54,384
6月	体育館	大体育室山側外軒(ハト出入口口封鎖)修理	82,500
7月	体育館	トレーニングマシン・体育器具修理(保守点検時指摘箇所)	93,764
	体育館	小体育室扉ネットカーテン取付、階段窓網戸取付	32,670
8月	桑畑グラウンド	浄化槽ポンプフロートスイッチ取替工事	57,200
9月	体育館	消防点検不備箇所修理(火災受信機バッテリー交換、光電式スポット型感知器交換、誘導灯・誘導標識交換)	248,892
	桑畑テニスコート	日除けテント張替え工事	116,600
10月	体育館	小体育室扉ケース錠本体取替修理	9,900
11月	桑畑グラウンド	電気設備P A S取替工事	748,000
	桑畑テニスコート	人工芝部分補修、その他メンテナンス	93,500
	体育館	事務室照明器具1台取替工事	13,200
	体育館	大体育室2階キャットウォーク手すり溶接修理	22,000
	体育館	卓球台補修	3,850
12月	体育館	会議室エアコン取替工事	623,700
	体育館	トレーニング室 コアトレチア 傾斜リフト・本体回路交換	63,987
1月	中央運動広場	身障者用トイレ扉ハンドル取替え修理	14,300
	中央プール	男子トイレ扉取付修理	13,750
2月	体育館	会議室窓ブラインド取替え(3カ所)	71,500
	桑畑グラウンド	浄化槽 放流ポンプ取替え工事	127,600
	尾崎プール	正門看板取付修理	3,300
3月	体育館	トレーニング室屋外テラス人工芝張替え工事	632,500
		トレーニングマシン修理(保守点検時指摘箇所)	106,392
		公用車車検時修理	145,926
	合計		4,461,815

指定管理者収支報告書(令和2年度)

単位:円

項目	内訳	計画額	令和2年度	備考
指定管理料	合計	52,777,000	50,953,021	
	総合体育館	4,160,000	4,260,455	
	グラウンド			
	テニスコート			
	プール	11,170,000	8,345,566	
利用料金収入	合計	20,560,000	12,287,930	
	総合体育館	16,450,000	9,317,230	
	グラウンド	1,280,000	954,500	
	テニスコート	2,380,000	2,016,200	
	プール	450,000	0	
その他	市の指定自業,物販	7,500,000	6,665,336	
収入計(A)		80,837,000	69,906,287	
人件費		22,350,000	23,572,117	
消耗品費	事務消耗品等	900,000	1,198,506	
旅費	職員外出交通費	90,000	14,880	
通信費	電話・郵便・インターネット等	620,000	667,831	
印刷製本費	教室チラシ等	380,000	35,610	
修繕費	設備・備品修繕等	3,000,000	4,461,815	
光熱水費	電気・水道・ガス	11,250,000	5,590,179	
医薬材料費	プール塩素等	970,000	0	
賃借料	リース料	4,190,000	3,761,129	
保険料	施設賠償・第三者損害保険等	850,000	407,447	
謝礼金			0	
負担金			0	
委託料	体協・サクセス・シルバー など	30,277,000	20,869,743	
原材料費	指定自業経費・物販原価	4,100,000	4,270,005	
管理費	本部管理費	840,000	737,276	
備品費	備品購入等		336,793	
手数料	振込手数料他		716,552	
保守料	パビリオン保守など		771,736	
租税公課	消費税他	1,020,000	1,665,774	
支出合計(B)		80,837,000	69,077,393	
収支(A)-(B)			0	
			828,894	

令和3年度 阪南市社会体育施設指定管理者事業報告書

(1) 本業務の実施状況

- 指定管理者の名称 ミズグループ
- 代表者氏名 水野 明人
- 担当者氏名 上林 啓二

■ ミズグループ構成

- 代表団体 美津濃株式会社
- 構成団体 ミズスポーツサービス株式会社
- 構成団体 株式会社サクセス
- 構成団体 阪南市体育協会

- 年度の区分 令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

■ 管理運営業務の実施状況

令和3年度は、ミズグループが阪南市社会体育施設の指定管理者として3順目の指定を受けた3年目でした。本年度は、昨年度までの経験を踏まえ更に公の施設であるという認識のもとに市民の皆様が公平に且つ平等に利用することが出来るよう施設の運営に努めました。

少子高齢化が進むなか、私どもミズグループが持つノウハウや経験を集約し、管理運営に活かすことで施設のさらなる利用増加を目指しました。

また、本年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響により施設の臨時休館(休場)や、時短営業等の制限付きでの営業、各団体様主催の大会・イベント等の中止や制限付きでの開催が相次ぎ、施設を管理運営する上でも大変な一年となりました。

1) 状況報告

① 事業主様、地域団体様、地域スポーツクラブ様との連携強化

指定管理後も、市や国の行事等の開催につきましては、阪南市担当部署様の意向を十分にふまえ、柔軟な対応で円滑な運営が出来るように心がけました。

また、活動場所の提供だけでなく、その活動が良好なコンディションで行うことが出来るよう利用環境の整備にも努めました。

- <9月> 阪南市議会議員選挙開票場として、総合体育館を提供しました。
- <9月> さつき台幼稚園の運動会会場として、中央運動広場を提供しました。
- <10月> 『はんなり家族マイレージ』事業に、記念品の提供をしました。
- <10月> 阪南市老人クラブ連合会のグラウンドゴルフ大会会場として、中央運動広場を提供しました。
- <10月> 衆議院議員選挙開票場として、総合体育館を提供しました。
- <10月> 阪南市スポーツ推進委員協議会事業『ふれあいウォーキングおざき』に、参加賞を提供しました。
- <12月> アルン西鳥取夢学舎の運動会会場として、総合体育館を提供しました。

② スポーツ大会の開催及び協力

毎年開催に協力しております、ミズグループの構成団体である阪南市体育協会が中心となり開催の阪南市総合体育大会・阪南スポーツフェスタ・阪南市健康マラソン大会は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対応のため中止となりました。

③ 体育・スポーツ教室の開催

・指定事業

* 市民を対象に様々なニーズやターゲットに合わせた体育教室を阪南市体育協会主導で開催しました。
開催状況は別添のとおりです。資料 (1)、(2)、(3)、(4)、(5)

* 障がい児(者)スポーツ教室・トレーニング講習会の二つは、ミズノ主導で開催しました。
開催状況は別添のとおりです。資料 (6)、(7)、(8)、

・自主事業

* 屋外テニススクール・インドアテニススクール・卓球スクール・バドミントンスクール・バレーボールスクール・ヨガスクール・スポーツバレエスクール、バスケットボールスクールの8教室をミズノ主導で開催しました。
開催状況は別添のとおりです。資料 (9)

* 独自のスポーツ大会、ミズノ・こどもスポーツ教室（単発）の開催

例年ミズノ主催で開催しておりますスポーツ大会（バドミントン・卓球・グラウンドゴルフ等）、
こどもスポーツ教室（走り方教室等）ですが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、12月の
グラウンドゴルフ大会のみ開催いたしました。

<開催状況> 日程：12月14日（火）、参加対象者：一般、参加人数：67名

④ スタッフ教育

・安全管理、金銭管理、施設のリスク管理、個人情報管理、人権研修、電話応対、接客・接客研修、
等の人事研修を教材用DVDの活用、ミズノ本社主導による研修にWEBでの参加、eラーニング
による学習、等の方法で実施しました。

・消防訓練（消火・通報・避難）を年2回、体育館利用者の方にもご協力いただき実施しました。

⑤ プール開放

・本年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防対応のため全てのプールにおきまして、学校・その他団体
への開放、一般開放とも中止いたしました。

⑥ 施設の整理整頓及び危機管理

・利用者に安全なスポーツ活動環境を提供するためには、日常的な安全確保が最重要と考えています。
従って、体育館の危険箇所を予め想定し、危険箇所の確認や使用機材の故障有無を週1回の
サイクルで目視点検を実施しています。

・利用者への対策として、館内巡回・館内告知・館内放送などによる、こまめな案内の強化を実施して
います。特に熱中症には十分注意をして、熱中症指標計での計測を実施し、利用者に注意喚起の
放送を実施しました。

⑦ 利用者の意見収集

- ・体育館内にご意見収集用紙を置き、利用者の意見を収集し改善に努めています。
- ・ミズノ株式会社のホームページに本施設専用ページを作成して、ご意見を受け付けています。
- ・3月に総合体育館利用者を対象にアンケートを実施しました。
- ・収集したご意見を尊重し、出来るだけご意見に沿った運営を心掛けています。

③ 広告・宣伝強化による知名度の向上

阪南市民への定期的な情報提供

- ・市の広報誌である「広報 はんなん」への記事掲載
 - ア) 指定事業（体育教室、障がい児(者)スポーツ教室、トレーニング講習会）への参加募集。
 - イ) 自主事業（ミズノスポーツスクール）への参加募集。
- ・ミズノ株式会社のホームページに本施設専用ページを作成して、利用案内等の情報を発信。
- ・阪南市体育協会の広報誌である「体協だより」へのミズノスポーツスクール生募集の記事掲載。

2) 苦情処理内容

報告すべきと考える苦情は以下です。

① 迷惑駐車について

- ・総合体育館の駐車場が手狭なため、総合体育館・中央運動広場の利用者が、体育館向かいの商業施設「フーリン」様の駐車場に無断で駐車する。
- ・対応：大会開催等混雑時は、フーリン様駐車場入口に「体育館利用者は進入禁止」の看板を設置。
 - ：大会開催時は、大会関係者で駐車場係を配置して誘導を行う。
 - ：体育館・中央運動広場で大会重複時は、大会関係者間で事前打ち合わせを行う。
 - ：体育館駐車場フェンスに「満車時は第2駐車場へお回り下さい」「体育館利用者以外の駐車は固くお断りいたします」の看板を設置。

3) 個人情報の取扱い状況について

- ① 利用者の個人情報を取得する場合、業務上必要な範囲までとし慎重に且つ厳重な管理をしております。
 - ・申請書などの情報の取扱いについても、持ち出しを認めず施錠が可能なロッカーに保存する等の管理を行っております。
 - ・各種申請書にも個人情報の利用、取り扱いについて明記しています。
 - ・令和3年度において個人情報の漏洩等はなく、適切な管理が出来ました。

(2) 施設の利用状況

明細別紙 資料(10)

(3) 管理経費等の収支状況

明細別紙 電気資料 (11)
水道資料 (12)
修繕費資料 (13)

(4) 施設の収支状況

明細別紙 資料(14)

5) 次年度への課題

① 施設利用者増加対策（コロナの影響による利用者減の回復）

- ・総合体育館をよりたくさんの市民の方に知っていただくための情報発信の再検討として、市の広報誌、ホームページ、パンフレット、地域コミュニティ誌の活用。
- ・既存のミズノスポーツスクールの改・廃の検討や、幼児・キッズやシニアを対象とする新たなスクール・運動教室・スポーツ塾等の開校、大会・イベント開催の検討。
- ・利用者ニーズの把握の為にアンケート調査回数を増やし運営改善に反映させていきます。

② 経費削減対策

- ・電気・水道の使用料増加抑制対策として、こまめなスイッチングや、栓の開閉等で経費削減対応を実施していきます。
- ・毎月各施設ごとに、電気・水道の使用量増減の推移をチェックし、効果要因を都度はかっています。

③ 体育館スタッフのスキルアップを目的に研修、教育を行います。

- ・人権研修・個人情報研修・AEDを用いた救命救急講習・接遇研修・消防訓練・自主事業研修等を積極的に実施いたします。

④ 危機管理対策

- ・事故やトラブル防止、危険個所の早期発見を目的に、日々の点検、巡回の実施。
- ・利用者への対策として、館内告知や館内放送によるこまめな案内の強化の実施。

⑤ 各施設の経年劣化が著しく修繕箇所が増加

- ・総合体育館建物の外壁・金物、屋根の雨漏り、非常用放送設備、自家用予備発電装置、等。
- ・桑畑総合グラウンド・テニスコートの夜間照明点灯設備、防球ネット、人工芝の張替え、等。

⑥ 水銀灯照明器具の生産終了についての対応（LED照明器具への切換）

- ・総合体育館の照明、桑畑総合グラウンド・テニスコートの夜間照明、各施設駐車場外灯、他。
- ・蛍光灯照明器具についてもLED照明器具への切換が必要。

⑦ 新型コロナウイルス感染症対策

- ・現在実施中の感染症対策を今後につきましても継続して実施しながら利用者の皆様にとって、安全・安心な施設運営を実施して行きます。

令和3年度 総合体育館前期体育教室日程表

教室名	時間	曜日	月 日
フィットネスA	9:30~11:00	月曜日	4月 5日・12日・19日・26日
幼児体育A	15:45~16:45		5月 10日・17日・24日・31日
			6月 7日・14日・21日・28日
フィットネスB	9:30~11:00	火曜日	4月 / 6日・20日・27日 5月 / 18日・25日 6月 / 1日・15日・22日・29日 7月 / 6日・20日・27日
元気アップ健康	9:30~11:00	木曜日	4月 15日・22日
ニュースポーツ	13:30~15:00		5月 6日・13日・20日・27日
幼児体育B	15:45~16:45		6月 3日・10日・17日・24日
			7月 1日・8日

各教室の実施種目

- ・フィットネスAおよびB (講師: 細野・北川・上野)
ストレッチ・ウォーキング・ジャンケンゲーム・脳トレーニング・ボール運動
ジャズ体操・レクダンス・筋肉トレーニング・ステップ等
- ・幼児体育AおよびB (講師: 鎌田・白石・清本・宮本)
ストレッチ・とび箱・鉄棒・なわとび・長縄・ボール・リズム体操等
- ・元気アップ健康 (講師: 鎌田・白石)
ストレッチ体操・筋力トレーニング・ウォーキング等
- ・ニュースポーツ (講師: 白石・清本)
ストレッチ・ソフトバレーボール・ショートテニス・ファミリーバドミントン等

各教室の実施予定種目については、変更することがあります。

令和3年度 総合体育館後期体育教室日程表

教室名	時間	曜日	月 日
フィットネスA	9:30~11:00	月曜日	9月 6日・13日・27日
幼児体育A	15:45~16:45		10月 4日・11日・18日・25日 11月 1日・8日・15日・22日・29日
フィットネスB	9:30~11:00	火曜日	9月 / 7日・21日・28日 10月 / 5日・19日・26日 11月 / 2日・16日・23日・30日 12月 / 7日・21日
元気アップ健康	9:30~11:00	木曜日	9月 9日・16日・30日
ニュースポーツ	13:30~15:00		10月 7日・14日・21日・28日
幼児体育B	15:45~16:45		11月 4日・11日・18日・25日 12月 2日

各教室の実施種目

- ・フィットネスAおよびB (講師: 細野・北川・植野)
ストレッチ・ウォーキング・ジャンケンゲーム・脳トレーニング・ボール運動
ジャズ体操・レクダンス・筋肉トレーニング・ステップ等
- ・幼児体育AおよびB (講師: 鎌田・白石・清本・宮本)
ストレッチ・とび箱・鉄棒・なわとび・長縄・ボール・リズム体操等
- ・元気アップ健康 (講師: 鎌田・白石)
ストレッチ体操・筋力トレーニング・ウォーキング等
- ・ニュースポーツ (講師: 白石・清本)
ストレッチ・ソフトバレーボール・ショートテニス・ファミリーバドミントン等

各教室の実施予定種目については、変更することがあります。

受講者様及び保護者様へのお願い

【各教室共通の注意事項】

1. 今回は特別に、新型コロナウイルス感染症対策としての厳守事項です。必ず守ってください。
 - (1) 当日の体温が37.0度以上の場合、当日の教室に限って受講は控えてください。
 - (2) マスクを持参・着用し、プレー中は常に健康状態に配慮し、脱着の的確な判断をしてください。
 - (3) 休憩中も、人との間隔を常に意識し、できるだけ2メートルの確保に努めてください。
 - (4) 機会あるごとに、こまめな手洗い・アルコール等による手指消毒に努めてください。
2. あらかじめ異常がある時や実施中に異常を感じた時は、必ず申し出てください。
3. 熱中症予防のため、お茶等水分補給の用意をしてください。
4. 運動できる服装(ジーパン・キュロットは厳禁)と上履き用運動靴をご使用ください。
5. 子ども連れでの参加は、安全上、ご遠慮ください。
6. 出席時には、必ず受講カードを提出してください。遅れた時は、阪南市立総合体育館窓口へ提出してください。紛失した場合は再交付しますので申し出てください。
7. 教室を休む場合は、阪南市立総合体育館までご連絡ください。
8. 総合体育館の駐車場が満車の時は、第2駐車場をご利用ください。
9. 『大雨警報』または『暴風警報』が発令されている場合は休講します。
 - ・フィットネスA・B、元気アップ健康については午前8時現在
 - ・ニュースポーツ、幼児体育A・B、については正午現在判断がつかない場合は、阪南市立総合体育館へ午前8時30分以降にお問い合わせください。
10. 天候等で日程が変更する場合があります。
11. 申し込みをキャンセルする場合は、●月●●日までに届け出てください。
 - 月●●日以降のキャンセルについては、参加費及び保険料の返金はできません。
12. 教室参加中に事故・傷害が生じた場合は、応急処置を行います。加入保険(スポーツ傷害保険)範囲外の責任は一切負いません。

【幼児体育A・B保護者様への注意事項】

1. 幼児体育教室の受講者は、できるだけ幼稚園等で着用している短パンと運動靴をご使用ください。名札はTシャツまたはトレーナー(半袖・長袖自由)の胸および背中部分に必ず縫いつけてください。また、初回は教室内容の説明がありますので、保護者同伴で出席してください。

阪南市立総合体育館 Tel 471-5224

資料(4)

体育教室参加人員実績(令和3年度前期)

教室名	定員	応募人員	参加人員																															合計										
			4月															7月															8月											
			5	6	12	15	19	20	22	小計	21	22	24	28	29	小計	1	5	6	8	12	15	19	20	22	26	27	29	小計	2	3	5	12		16	17	19	23	24	26	31	小計		
ネット	70	70	67	64	62		193	45	57		102				56			53		55				52			216	53			49	54					156	667						
ネットB	70	34				31	59	22			25	47					24				21				26			71	20			26			25			27	98	275				
ニュースポーツ	50	29			24		24	48	26									24	25			19					21	116								22		69	259					
元気アップ健康	40	33			30		31	61	25							24	26			28		26					26	130						30	23			27	108	324				
幼児体育A	30	16	15	16	14		45	11	12										12	14				15			54											0	122					
幼児体育B	30	12		11			10	21	9						9	8			9	9			9				8	43										0	73					
小計	290	194	193	82	28	80	65	76	31	65	427	56	22	60	69	25	232	60	69	24	58	65	62	69	21	54	67	26	55	630	53	20	57	43	49	26	27	54	25	50	27	431	1720	
小計							427							232														630												431				
合計	290	194	193																																								1,720	

※緊急事態宣言発令に伴い4/25～6/20まで体育館が臨時休館のため教室中止、日程変更。
 ・ネットB教室回数1回減。・ニュースポーツ教室回数3回減。・幼児A教室回数3回減。・幼児B教室回数4回減。

令和3年度 障がい児(者) スポーツ教室開催要項

1. 目的 障がいのある方にスポーツを楽しむ機会を提供する及び各種の運動経験を広げてもらい体力の向上に役立てる。
障がいのある方やその家族が交流を深めスポーツに親しむ環境づくりを進める。
 2. 主催 指定管理者ミズノグループ
※阪南市教育委員会の指定事業として、指定管理者ミズノグループがこの事業の運営を行なっています。
 3. 共催 阪南市教育委員会
 4. 内容 軽スポーツでは、総合体育館でニュースポーツの用具・トランポリンなどを使用。また、水泳ではプールで各人に応じた水遊びから泳力アップまでを指導し、運動する楽しさを体験させる。
 5. 日程

<軽スポーツ>	令和3年7月18日(日) 令和3年9月12日(日) 令和3年10月24日(日) 令和3年11月21日(日) 令和4年1月16日(日) 令和4年3月13日(日)
<ミニ運動会>	午前9時30分～11時30分
<水 泳>	※本年度の水泳教室は中止といたします。
- ※本年度の教室は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、広報はんなり5月号に掲載の日程、開催回数、内容が一部変更になっております。また、今後の感染拡大状況により予定しております教室が中止になる場合があります。
6. 場 所 阪南市立総合体育館・中央プール
 7. 対象者 4歳以上、市内在住の障がい児(者)
 8. 定 員 40人
 9. 参加費 700円
 10. 指導者 泉南支援学校教諭・スポーツ推進委員・HASPAL
 11. 協力団体 スポーツ推進委員協議会・HASPAL・社会福祉協議会
 12. ボランティア 生涯スポーツ認定登録指導者・市民ボランティア

令和3年度障がい児(者)スポーツ教室出席人数

	7/18(日)	9/12(日)	10/24(日)	11/21(日)	令和4年 1/16(日)	令和4年 3/13(日)	合計
参加者	18		19	19			56
ボランティア	18	中	18	15	中	中	51
指導者	5		6	3			14
泉南支援学校講師	0	止	0	0	止	止	0
体育館スタッフ	4		4	4			12
合計	45	0	47	41	0	0	133

※本年度の水泳教室は中止とし、教室開催回数は6回といたしました。

※9月・1月・3月に開催予定の教室は、新型コロナウイルス感染症拡大予防対応のため中止といたしました。

令和3年度 トレーニング講習会日程

実施月	令和2年度 受講者数	実施日	回数	開講時間	受講者数	講習会収入
4月	0	4月11日(日)	3回	13:30~14:30	7	4,200
	0	4月17日(土)		13:30~14:30	6	3,600
	0	4月24日(土)		13:30~14:30	0	0
	0	4月29日(木)中止		中止	—	0
5月	0	中止	0回	—	—	0
	0	中止		—	—	0
	0	中止		—	—	0
	0	中止		—	—	0
6月	0	中止	0回	—	—	0
	0	中止		—	—	0
	0	中止		—	—	0
	0	中止		—	—	0
7月	6	7月11日(日)	4回	13:30~14:30	5	3,000
	7	7月18日(日)		13:30~14:30	3	1,800
	6	7月24日(土)		13:30~14:30	10	6,000
	6	7月31日(土)		13:30~14:30	2	1,200
8月	6	8月8日(日)	4回	13:30~14:30	7	4,200
	7	8月21日(土)		13:30~14:30	3	1,800
	7	8月24日(火)		13:30~14:30	4	2,400
	5	8月29日(日)		13:30~14:30	2	1,200
9月	7	9月7日(火)	4回	13:30~14:30	1	600
	5	9月12日(日)		13:30~14:30	2	1,200
	6	9月18日(土)		13:30~14:30	4	2,400
	7	9月25日(土)		13:30~14:30	2	1,200
10月	6	10月10日(日)	4回	13:30~14:30	2	1,200
	5	10月16日(土)		13:30~14:30	3	1,800
	3	10月24日(日)		13:30~14:30	2	1,200
	6	10月30日(土)		13:30~14:30	6	3,600
11月	6	11月7日(日)	4回	13:30~14:30	2	1,200
	6	11月16日(火)		13:30~14:30	1	600
	2	11月21日(日)		13:30~14:30	1	600
	0	11月27日(土)		13:30~14:30	2	1,200
12月	6	12月12日(日)	4回	13:30~14:30	4	2,400
	1	12月18日(土)		13:30~14:30	4	2,400
	4	12月21日(火)		13:30~14:30	2	1,200
	0	12月25日(土)		13:30~14:30	0	0
1月	7	1月9日(日)	4回	13:30~14:30	3	1,800
	1	1月15日(土)		13:30~14:30	0	0
	4	1月18日(火)		13:30~14:30	1	600
	4	1月22日(土)		13:30~14:30	4	2,400
2月	3	2月6日(日)	4回	13:30~14:30	1	600
	7	2月13日(日)		13:30~14:30	6	3,600
	2	2月15日(火)		13:30~14:30	2	1,200
	1	2月20日(日)		13:30~14:30	4	2,400
3月	6	3月6日(日)	4回	13:30~14:30	4	2,400
	7	3月13日(日)		13:30~14:30	1	600
	1	3月19日(土)		13:30~14:30	4	2,400
	2	3月22日(火)		13:30~14:30	1	600
年間計	165				118	70,800

※新型コロナウイルス感染拡大予防対応のため、5月・6月の講習会は全て中止としました。

資料 (9)

令和3年度ミズノスクール参加者集計

種目	4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度	上期計	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度	下期計	年間計
卓球	73	0	0	77	77	82	309	89	85	87	92	87	95	535	844
バドミントン	42	0	0	31	35	36	144	45	38	35	40	40	37	235	379
バレーボール	33	0	0	45	45	45	168	43	54	54	55	54	56	316	484
スポーツバレー	15	0	0	23	24	28	90	29	29	30	18	24	26	156	246
ヨガ	5	0	2	7	2	4	20	0	0	0	0	0	0	0	20
テニス(火)	12	0	0	11	6	12	41	15	16	12	11	15	11	80	121
テニス(木)	18	0	0	12	8	14	52	16	14	18	18	18	19	103	155
インドアテニス	27	0	10	36	35	34	142	37	32	38	32	29	32	200	342
バドミントン	46	0	17	64	58	58	243	58	60	66	58	51	63	356	599
計	271	0	29	306	290	313	1,209	332	328	340	324	318	339	1,981	3,190

令和3年度ミズノスクール開催日数集計

種目	4月度	5月度	6月度	7月度	8月度	9月度	上期計	10月度	11月度	12月度	1月度	2月度	3月度	下期計	年間計
卓球	4	0	0	4	4	4	16	4	4	4	4	4	4	24	40
バドミントン	4	0	0	4	4	4	16	4	4	4	4	4	4	24	40
バレーボール	4	0	0	4	4	4	16	4	4	4	4	4	4	24	40
スポーツバレー	3	0	0	4	4	4	15	4	4	4	4	4	4	24	39
ヨガ	3	0	2	4	2	4	15	0	0	0	0	0	0	0	15
テニス(火)	3	0	0	4	2	3	12	4	4	3	3	4	3	21	33
テニス(木)	4	0	0	3	2	4	13	4	3	4	4	4	4	23	36
インドアテニス	3	0	1	4	4	4	16	4	4	4	4	4	4	24	40
バドミントン	3	0	1	4	4	4	16	4	4	4	4	4	4	24	40
計	31	0	4	35	30	35	135	32	31	31	31	32	31	188	323

※新型コロナウイルス感染症拡大予防対応のため、全スクール5月・6月は中止としました。一部教室については、4月中止分を6月に振り替え開催をしております。

令和3年度 施設利用者数

利用区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
総合体育館	団体 使用	2,103	0	801	2,687	2,109	2,765	2,828	3,216	2,683	1,950	1,520	2,928	25,590
	小体育室	830	0	263	1,236	878	1,352	1,375	1,277	1,252	944	706	1,348	11,461
	個人使用	707	0	197	770	697	764	880	718	716	526	435	762	7,172
	会議室	86	0	40	107	55	60	70	71	86	76	133	145	929
	トレーニング室	1,127	0	432	1,316	1,363	1,397	1,313	1,224	1,146	1,058	1,086	1,224	12,686
	体育館計	4,853	0	1,733	6,116	5,102	6,338	6,466	6,506	5,883	4,554	3,880	6,407	57,838
	中央グラウンド	1,088	0	675	1,838	311	1,373	1,858	1,817	1,143	985	1,362	1,540	13,990
	桑畑グラウンド	705	0	310	1,465	855	1,559	773	760	2,060	606	826	1,874	11,793
	桑畑テニスコート	859	0	362	1,326	1,028	1,088	1,209	1,161	1,111	1,071	1,114	1,166	11,495
	市立テニスコート	346	0	6	231	210	53	176	79	78	116	115	183	1,593
屋外施設計	2,998	0	1,353	4,860	2,404	4,073	4,016	3,817	4,392	2,778	3,417	4,763	38,871	
中央														0
下荘														0
尾崎														0
上荘														0
和泉鳥取														0
														0
プール計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計		7,851	0	3,086	10,976	7,506	10,411	10,482	10,323	10,275	7,332	7,297	11,170	96,709

令和3年度 電気使用量一覽表

項目	総合体育館		市立テニスコート		桑畑グラウンド		東鳥取ボール		和泉鳥取ボール		尾崎ボール		上荘ボール		下荘ボール		合計	
	使用月	請求月	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計
4月	5月	14,779	14,779	63	63	2,634	2,634	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,476
5月	6月	3,151	17,930	7	70	1,438	4,072	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,072
6月	7月	10,350	28,280	2	72	1,908	5,980	0	0	0	1,582	1,582	1,510	1,510	1,632	1,632	1,632	39,056
7月	8月	26,231	54,511	70	142	3,655	9,635	0	0	0	0	1,582	2	1,512	0	1,632	29,958	69,014
8月	9月	22,718	77,229	145	287	3,400	13,035	0	0	0	0	1,582	0	1,512	0	1,632	26,263	95,277
9月	10月	25,706	102,935	84	371	3,396	16,431	0	0	0	0	1,582	0	1,512	0	1,632	29,186	124,463
10月	11月	21,251	124,186	64	435	3,162	19,593	0	0	0	0	1,582	0	1,512	0	1,632	24,477	148,940
11月	12月	17,597	141,783	36	471	3,475	23,068	0	0	0	0	1,582	0	1,512	0	1,632	21,108	170,048
12月	1月	16,106	157,889	64	535	3,621	26,689	0	0	0	0	1,582	0	1,512	0	1,632	19,791	189,839
1月	2月	14,876	172,765	131	666	3,439	30,128	0	0	0	0	1,582	0	1,512	0	1,632	18,446	208,285
2月	3月	13,924	186,689	117	783	3,406	33,534	0	0	0	0	1,582	0	1,512	0	1,632	17,447	225,732
3月	4月	17,079	203,768	84	867	3,348	36,882	0	0	0	0	1,582	0	1,512	0	1,632	20,511	246,243
合計		203,768		867		36,882		0	0	0	1,582		1,512		1,632		246,243	

令和3年度 電気使用料金一覽表

(税込)

項目	総合体育館		市立テニスコート		桑畑グラウンド		東鳥取ボール		和泉鳥取ボール		尾崎ボール		上荘ボール		下荘ボール		合計	
	使用月	請求月	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計
4月	5月	253,615	253,615	1,429	1,429	83,279	83,279	0	0	0	7,374	7,374	7,374	7,374	7,374	7,374	360,445	360,445
5月	6月	156,697	410,312	378	1,807	76,026	159,305	0	0	0	7,385	14,759	7,385	14,759	7,385	14,759	255,256	615,701
6月	7月	224,840	635,152	381	2,188	79,907	239,212	0	0	0	38,271	53,030	37,223	51,982	39,079	53,838	419,701	1,035,402
7月	8月	404,287	1,039,439	1,653	3,841	102,479	341,691	0	0	0	7,389	60,419	7,389	59,371	7,389	61,227	530,586	1,565,988
8月	9月	365,759	1,405,198	3,519	7,360	100,163	441,854	0	0	0	7,389	67,808	7,389	66,760	7,389	68,616	491,608	2,057,596
9月	10月	405,222	1,810,420	2,003	9,363	101,180	543,034	0	0	0	7,394	75,202	7,394	74,154	7,394	76,010	530,587	2,588,183
10月	11月	341,159	2,151,579	1,557	10,920	96,676	639,710	0	0	0	7,399	82,601	7,399	81,553	7,399	83,409	461,589	3,049,772
11月	12月	310,200	2,461,779	903	11,823	100,521	740,231	0	0	0	7,404	90,005	7,404	88,957	7,404	90,813	433,836	3,483,608
12月	1月	299,934	2,761,713	1,601	13,424	103,007	843,238	0	0	0	7,409	97,414	7,409	96,366	7,409	98,222	426,769	3,910,377
1月	2月	292,476	3,054,189	3,353	16,777	102,678	945,916	0	0	0	7,416	104,830	7,416	103,782	7,416	105,638	420,755	4,331,132
2月	3月	292,842	3,347,031	3,043	19,820	105,053	1,050,969	0	0	0	7,428	112,258	7,428	111,210	7,428	113,066	423,222	4,754,354
3月	4月	342,019	3,689,050		19,820	106,695	1,157,664	0	0	0	7,431	119,689	7,431	118,641	7,431	120,497	471,007	5,225,361
合計		3,689,050		19,820		1,157,664		0	0	0	119,689		118,641		120,497		5,225,361	

令和3年度 水道使用量一覽表

項目	総合体育館		市立テニスコート		桑畑グラウンド		東鳥取プール		和泉鳥取プール		尾崎プール		上荘プール		下荘プール		合計	
	使用月	請求月	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計
4月	5月	69	3	27	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99
5月	6月	44	1	15	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	159
6月	7月	256	0	8	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	423
7月	8月	245	1	5	65	0	0	0	0	0	546	514	514	500	1,821	2,244	0	2,244
8月	9月	49	5	10	92	0	0	0	0	0	546	514	514	500	81	2,325	0	2,325
9月	10月	48	3	13	119	0	0	0	0	0	546	514	514	500	78	2,403	0	2,403
10月	11月	61	3	16	144	0	0	0	0	0	546	514	514	500	89	2,492	0	2,492
11月	12月	80	2	18	163	0	0	0	0	0	546	514	514	500	101	2,593	0	2,593
12月	1月	68	2	20	182	0	0	0	0	0	546	514	514	500	89	2,682	0	2,682
1月	2月	51	1	21	206	0	0	0	0	0	546	514	514	500	76	2,758	0	2,758
2月	3月	54	1	22	228	0	0	0	0	0	546	514	514	500	77	2,835	0	2,835
3月	4月	55	1	23	252	0	0	0	0	0	546	514	514	500	80	2,915	0	2,915
合計		1,080	23	252	0	0	0	0	0	0	546	514	514	500	2,915	0	0	2,915

令和3年度 水道使用料金一覽表

(税込)

項目	総合体育館		市立テニスコート		桑畑グラウンド		東鳥取プール		和泉鳥取プール		尾崎プール		上荘プール		下荘プール		合計	
	使用月	請求月	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計	当月	累計
4月	5月	31,632	3,585	3,585	5,259	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40,476
5月	6月	18,319	3,585	7,170	3,596	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65,976
6月	7月	152,908	3,585	10,755	3,596	12,451	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	226,065
7月	8月	145,153	3,585	14,340	3,596	16,047	0	0	0	0	217,590	203,582	203,582	197,545	197,545	197,545	197,545	997,116
8月	9月	20,619	3,585	17,925	5,259	21,306	0	0	0	0	217,590	203,582	203,582	197,545	197,545	197,545	197,545	1,026,579
9月	10月	20,158	3,585	21,510	5,259	26,565	0	0	0	0	217,590	203,582	203,582	197,545	197,545	197,545	197,545	1,055,581
10月	11月	27,189	3,585	25,095	4,784	31,349	0	0	0	0	217,590	203,582	203,582	197,545	197,545	197,545	197,545	1,091,139
11月	12月	37,743	3,585	28,680	3,596	34,945	0	0	0	0	217,590	203,582	203,582	197,545	197,545	197,545	197,545	1,136,063
12月	1月	31,077	3,585	32,265	3,596	38,541	0	0	0	0	217,590	203,582	203,582	197,545	197,545	197,545	197,545	1,174,321
1月	2月	21,634	3,585	35,850	4,546	43,087	0	0	0	0	217,590	203,582	203,582	197,545	197,545	197,545	197,545	1,204,086
2月	3月	23,300	3,585	39,435	4,071	47,158	0	0	0	0	217,590	203,582	203,582	197,545	197,545	197,545	197,545	1,235,042
3月	4月	23,855	3,585	43,020	4,546	51,704	0	0	0	0	217,590	203,582	203,582	197,545	197,545	197,545	197,545	1,267,028
合計		553,587	43,020	51,704	0	0	0	0	0	0	217,590	203,582	203,582	197,545	197,545	197,545	197,545	1,267,028

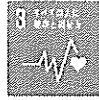
令和 3 年度設備・備品等の修繕状況

月	施設	項 目 (内 容)	金額(税込)
4月			
5月	体育館	小体育室マイク取替え (ワイヤレスピン型セット・ヘッドセット)	82,500
	桑畑テニスコート	人工芝サービスマシン補修、コートメンテナンス	121,000
6月	体育館	検温器 (玄関設置) 転倒防止用台座取付	9,900
	体育館	大体育室 2 階窓ブラインド取替え (3 本)	106,150
7月	体育館	監視カメラ更新工事	434,500
	体育館	大体育室 2 階窓ブラインド取替え (3 本)	106,150
8月	体育館	大体育室 2 階窓ブラインド取替え (3 本)	106,150
	体育館	券売機出張修理費	26,466
9月	体育館	大体育室 2 階窓ブラインド取替え (3 本)	106,150
	体育館	大体育室卓球防球フェンス取替え (10台)	80,795
	体育館	消防設備不備箇所 (誘導灯器具取替え) 修理	56,755
	体育館	公用車 シフトワイヤー取替え修理	24,310
	中央運動広場	グラウンド内散水栓取替え工事	25,300
10月	体育館	大体育室卓球防球フェンス取替え (20台)	161,590
	体育館	女子更衣室前、男子トイレ前照明器具取替え修理	19,325
11月	体育館	大体育室卓球防球フェンス取替え (10台)	80,795
	体育館	大体育室屋根雨漏り修理	119,900
12月	体育館	大体育室卓球防球フェンス取替え (10台)	80,795
	体育館	大体育室ブラインド ロッド棒取替え修理	4,620
	体育館	小体育室鏡取っ手取替え修理	3,300
	体育館	トレーニング室マシン足掛け丸パッド取替え修理	31,680
	桑畑グラウンド	管理棟事務室エアコン修理	19,140
	桑畑グラウンド	ダッグアウト出入口ドアクローザー取替え修理	12,100
1月	体育館	小体育室屋根雨漏り修理	121,000
	体育館	大体育室卓球防球フェンス取替え (10台)	80,795
	体育館	大体育室 2 階窓ブラインド取替え (3 本)	106,150
2月	体育館	大体育室卓球防球フェンス取替え (10台)	80,795
	体育館	大体育室 2 階窓ブラインド取替え (3 本)	106,150
	体育館	消火栓ホース取替え (消防設備点検時不良18本)	108,900
	体育館	ワイヤレスマイク交換 (2本)	75,900
3月	体育館	階段手摺補修、ドアノブ交換	8,580
	体育館	トレーニングマシン・体育器具保守点検時の不備箇所修理	119,790
	体育館	『駐車禁止・進入禁止』自立式看板作成 (取替え)	61,600
	桑畑グラウンド	キュービクルボックス換気口メッシュ取付修理	14,300
	桑畑グラウンド	浄化槽原水ポンプ取替え修理	113,300
	桑畑テニスコート	人工芝サービスマシン2か所補修・コートメンテナンス	132,000
合 計			2,948,631

指定管理者収支報告書(令和3年度)

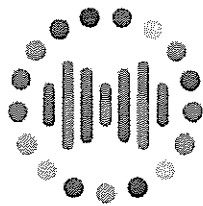
単位:円

項目	内 訳	計画額	令和3年度	備考
指定管理料	合 計	52,777,000	48,864,038	
	総合体育館	52,777,000	48,864,038	
	グラウンド			
	テニスコート			
	プール			
利用料金収入	合 計	20,560,000	10,933,220	✓
	総合体育館	16,450,000	8,451,820	
	グラウンド	1,280,000	702,000	
	テニスコート	2,380,000	1,779,400	
	プール	450,000	0	
そ の 他	市の指定自業物販	7,500,000	8,542,683	
	収入計(A)	80,837,000	68,339,941	✓
人件費		22,350,000	26,197,757	
消耗品費	事務消耗品等	1,182,000	1,039,122	
旅費	職員外出交通費	90,000	10,170	
通信費	電話・郵便・インターネット等	620,000	693,703	
印刷製本費	教室チラシ等	380,000	134,740	
修繕費	設備・備品修繕等	3,000,000	2,948,631	
光熱水費	電気・水道・ガス	11,250,000	6,510,122	
医薬材料費	プール塩素剤等	970,000	43,200	
賃借料	リース料	4,190,000	3,776,630	
保険料	施設賠償・火災・傷害保険等	850,000	730,418	
謝礼金				
負担金				
委託料	体協・サクセス・シルバー など	29,995,000	23,140,375	
原材料費	指定事業経費・物販原価	4,100,000	4,986,009	
管理費	本部管理費	840,000	655,977	
備品費	備品購入等		279,898	
手数料	振込手数料他		752,808	
保守料	パソコン保守など		756,227	
租税公課	消費税他	1,020,000	939,931	
	支出合計(B)	80,837,000	73,595,718	
	収支(A)-(B)	0	-5,255,777	



阪南市社会体育施設指定管理者募集要項 (素案)

阪南市立総合体育館
阪南市中央運動広場
阪南市立桑畑総合グラウンド
阪南市立テニスコート
(旧) 阪南市営プール (尾崎・東鳥取・中央・下荘・和泉鳥取・上荘)



HANNAN

SDGs未来都市



令和5年 月
阪南市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	施設の設置目的	1
3	施設の概要	1
4	指定の期間	2
5	管理運営方針・管理の基準及び業務内容	2
6	応募できる者	3
7	指定管理者の募集及び選定スケジュール	4
8	応募説明会（現地説明会）の開催	5
9	質疑及び回答	5
10	応募の手続き	5
11	経費に関する事項	7
12	選定の方法及び基準	7
13	指定管理者の指定及び協定	10
14	問い合わせ	11

1 はじめに

阪南市では、「阪南市総合計画 2022～2033」において、阪南市の将来の都市像を「共創による新しい地域価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・阪南」としています。この将来の都市像の実現に向けた施策の一つとして「生涯スポーツの振興」を位置付け、施策の方針を「生涯を通じて健康的で潤いや生きがいを持つ暮らしに向け、スポーツを推進する」こととしています。

一方、国においては、スポーツ庁が、休日における中学校の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、令和5年度から、地方公共団体が行う地域スポーツ・文化クラブ活動への移行体制の構築に必要な経費を支援し、地域の実情に応じスポーツ・文化活動の最適化を図り、体験格差を解消するとの方針を示しており、地域におけるスポーツ活動とスポーツ行政のあり方が転換期を迎えています。

この転換期に対応するには、社会体育施設の管理運営において、より多くの市民が地域でスポーツに親しむことができる環境づくりを推進することはもとより、阪南市内の各種スポーツ団体等との協働・連携を強化し、各団体の活動を通じて地域スポーツの担い手を育成していくことが求められます。

そこで、今回の指定管理者の募集においては、利用者の視点に立った効率的な運営によって、各施設の条例に掲げた目的の実現に向け、次の4つの事項を念頭に、これまでにない創意工夫のある提案を期待しています。

1. 各種スポーツ団体等や行政と親密にコミュニケーションできるか
2. 各種スポーツ団体等や行政と連携して各種計画を立案できるか
3. 各種スポーツ団体等や行政と協働して各種事業を実施できるか
4. 各種スポーツ団体等や行政の活動に積極的に協力できるか

2 施設の設置目的

阪南市の社会体育施設は、市民の体育、スポーツ、レクリエーションの普及振興を図り、健康の維持増進に寄与することを目的として設置しています。

3 施設の概要

施設名	所在地	竣工年月日	施設の概要
阪南市立総合体育館	阪南市光陽台 1-17-24	S57年8月	敷地面積：15,948㎡ 建築面積：3,595.50㎡ 延床面積：4,068.24㎡ 大体育室：1,440.32㎡ 小体育室：585.64㎡ トレーニング室：240.97㎡ 室内トラック：1周約75m 観覧席 会議室 和室 更衣室

			障がい者用トイレ 体力相談室 医務室 駐車場 第2駐車場
阪南中央運動広場	阪南市光陽台 1-17-24	S50年7月	敷地面積：11,880㎡ 多目的グラウンド 障がい者用トイレ 倉庫 トラクターガレージ
阪南市立桑畑総合グラウンド	阪南市桑畑 430	H4年3月	敷地面積：21,624.2㎡ 多目的グラウンド：11,418.1㎡ 夜間照明6基 テニスコート2面(砂入り人工芝) 夜間照明4基 ジョギングコース：1周約430m 管理棟：171㎡ 事務所 会議室 男女ロッカー室・シャワー室 和室
阪南市立テニスコート	阪南市鳥取中 32	S50年10月	敷地面積：2,223㎡ テニスコート2面 管理棟
以下の施設については維持管理のみ ・施設内容：屋外プール(25mプール・小プール)、管理棟(事務所、男女更衣室、機械室)等)			
(旧)阪南市堂尾崎プール	阪南市尾崎町 202	S59年3月	敷地面積：2,357㎡
(旧)阪南市堂東鳥取プール	阪南市自然田 1452	S42年3月	敷地面積：1,610㎡
(旧)阪南市堂中央プール	阪南市光陽台 1-17-24	S58年3月	敷地面積：1,541㎡
(旧)阪南市堂下荘プール	阪南市箱作 2866-1	S60年6月	敷地面積：3,013㎡
(旧)阪南市堂和泉鳥取プール	阪南市自然田 303	S62年6月	敷地面積：1,541㎡
(旧)阪南市堂上荘プール	阪南市下出 547-1	H3年6月	敷地面積：3,013㎡

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

※この期間は、指定管理者候補者の決定後、市議会の議決により確定します。

5 管理運営方針・管理の基準及び業務内容

この要項に記載されているもののほか、別途、「阪南市社会体育施設指定管理者業務仕様書」で定めます。

6 応募できる者

(1) この募集に応募できる者は、次のいずれかに該当する者としてします。

①指定の期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）。

②①の法人等を含む複数の法人等により構成されたグループ（以下「グループ」という。）

(2) グループでの応募については以下を順守してください。

①グループで応募する場合、構成員の中からグループを代表する代表団体を定めてください。

②協定の締結にあたっては、グループの構成員すべてを協定当事者としてします。

③単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。

④グループ応募の代表団体及び構成員は、複数のグループ応募はできません。

⑤応募書類提出後、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

(3) 欠格事項

この募集に応募しようとする者（グループ応募の場合にあつては、全ての構成員）は、次に掲げる条件を全て満たすものとしてします。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者として扱いません。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとしてします。

①阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に基づく入札参加停止若しくは指名回避又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年2月21日決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

③公募開始の日から契約締結までの日において、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

④国税及び地方税を滞納していない者であること。

⑤阪南市暴力団排除条例（平成24年阪南市条例第16号）第2条に規定する暴力団、暴力団密接関係者等に該当しない者であること。

⑥本業務と同等以上とみなされる業務を提供した実績があること又は本業務に関し、事業者が独自に新たな提案を供する意思があること。

⑦指定管理業務を遂行できる体制が整えられていること。

⑧団体またはその代表者（(カ)の場合、代表者に準ずる地位にあるものを含む。）が次の者に該当しないこと。

- (ア) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - (イ) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。
 - (エ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から2年を経過しない者。
 - (オ) 本市の市議会議員、市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項の委員会の委員または委員である者。
 - (カ) 今回の指定管理者選定委員会委員及び公募事務に関与した者、又はこれらの者と利害関係にある者。
 - (キ) 法律行為を行う能力を有しない者。
 - (ク) 破産宣告を受け、復権を得ない者。
- (4) 過去3年以内(令和5年4月1日基準日)に、類似施設の管理運営の実績が必要です。

7 指定管理者の募集及び選定スケジュール

(1) 募集要項公開 (市ウェブサイト)	令和5年5月上旬～
(2) 応募説明会・施設見学会	令和5年5月中旬
(3) 質疑受付期間	令和5年5月中旬～下旬
(4) 質疑回答予定日	令和5年5月下旬
(5) 応募受付期間	令和5年5月中旬～6月中旬
(6) 提案説明会	令和5年6月中旬
(7) 候補者の決定、通知、選定理由の公表	令和5年6月中旬
(8) 指定管理者の議決	令和5年9月議会
(9) 指定管理者の引き継ぎ期間	令和5年年10月～令和6年3月
(10) 指定管理開始日	令和6年4月1日

※全て具体的な日付に差し替えること。

募集要項や参加申込書等の公募に関する資料・様式などは、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

〔阪南市ウェブサイト〕 <http://www.city.hannan.lg.jp/>

8 応募説明会（現地説明会）の開催

- (1) 開催日時 令和5年5月 日()午後1時～
- (2) 開催場所 阪南市立総合体育館会議室
- (3) 説明内容 申請方法、申請書類、指定管理者業務等の説明、施設見学の説明
- (4) 参加人数 1団体につき2名以内
- (5) 参加申込 「説明会・現地施設案内参加申込書（様式A）」を令和5年5月日()午後5時までにEメールで送信のこと。Eメールの件名は、「【貴者名】社会体育施設指定管理者 応募説明会」としてください。（送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします。）
- (6) 送信先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp
電話（直通）：072-489-4543

9 質疑及び回答

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書(様式B)を提出してください。回答は、下記期間内に阪南市ウェブサイトへ順次掲載しますが、質問のあった事業者名は公表しないものとします。なお質疑書は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

〔阪南市ウェブサイト〕<http://www.city.hannan.lg.jp/>

- (1) 受付期間 令和5年5月 日()～令和5年5月 日()午後5時
- (2) 提出方法 質疑書(様式B)により下記にEメールで提出してください。Eメールの件名は、「【貴者名】社会体育施設指定管理関係」としてください。（送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします。）
- (3) 提出先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp
電話（直通）：072-489-4543
- (4) 回答日 令和5年5月 日()

10 応募の手続

指定管理者指定申請書(様式C)に所要事項を記入のうえ、必要書類を添えて受付期間中に持参してください。郵送、FAX、Eメール等による受付は行いません。

なお、提出後において、提出された書類の内容を変更することは出来ません。

提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とします。また、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

(1) 提出書類

A 提出書類様式I（様式A～様式K）

B 添付書類（任意様式）

①法人等の場合

ア 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

イ 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類

ウ 過去3年度分の法人税納税証明書及び消費税納税証明書

- エ 過去3年度分の貸借対照表
- オ 過去3年度分の損益計算書
- カ 過去3年度分の人員表
 - 各決算末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数(パートタイマー、アルバイトは8時間で1人と換算のこと)
- キ 役員名簿及び法人の組織表(令和4年4月1日現在)
- ク 事業活動の状況がわかるパンフレット類等
- ケ 防火対象物防火管理者の資格の写し(1名ただし甲種)

②その他の団体の場合

- ア 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
- イ 令和4年4月1日の属する事業年度の収支予算書及び過去2年度分の収支決算書(合計3年度分)
- ウ 役員名簿(令和4年4月1日現在)
- エ 役員の過去3年度分の市税等納税証明書
- オ 役員の身元証明書及び経歴証明書
- カ 事業活動の状況がわかるパンフレット類等
- キ 防火対象物防火管理者の資格の写し(1名ただし甲種)

③グループでの応募の場合

- ア グループ構成員届出書(様式D)
- イ 委任状(様式I)
- ウ 協定書の写し

※なお、グループでの応募の場合、代表団体及び構成員すべての事業者について、上記①の書類もしくは上記②の書類を提出してください。

C 提出書類様式Ⅱ(様式1～様式15)

- 様式1～様式13 事業計画書
- 様式14 指定管理者収支予算書
- 様式15 再委託計画書

(2) 提出部数

提出部数は、11部(正本1部、副本10部)

- ①提出書類のうち、副本10部については、名称、マークその他、応募者が特定できる情報は必ず黒塗りしてください。
- ②提出書類は、パンフレット類等を除き、A4サイズ縦長左綴じフラットファイル等により製本してください。また、ラベル等により、様式番号等を明示してください。
- ③市民税等が非課税の場合は、非課税を証明する書面を提出してください。

(3) 応募受付期間及び提出方法

- ①受付期間 令和5年5月 日()～6月 日()
ただし、閉庁日を除きます。
- ②受付時間 午前10時～午後5時
- ③受付場所 大阪府阪南市尾崎町35-1
阪南市教育員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室

(阪南市役所 2 階 2 8 番窓口)

- ④提出方法 直接持参してください。
- (4) 申請にあたっての留意事項
 - ①費用の負担
応募の際に要する費用は、申請者の負担とします。
 - ②提供した資料の取扱い
教育委員会が提供した書類等は、応募目的以外に利用することを禁じます。
 - ③提出書類の取扱い
提出された書類は、返却しません。なお、提出書類については、阪南市情報公開条例の対象となりますので了承のうえ提出してください。
 - ④提出書類の著作権の帰属
指定管理者の決定後、指定管理者からの提出書類は、教育委員会が無償で利用できるものとします。
 - ⑤応募 1 団体につき、1 提案とします。複数の提案はできません。

1 1 経費に関する事項

阪南市が支払う指定管理料の金額及び支払時期、方法については、年度ごとに締結する協定書で定めます。過去 3 年間の経費の実績額は応募説明会で提示しますので参考にしてください。

- ①指定管理料は、年額を分割して市から毎月支払います。
- ②年間の指定管理料の上限額は、(現在調整中) 千円とします。
※指定管理料には、①人件費、②管理運営費（消耗品費、光熱水費、保守管理費、修繕費等施設の保守管理、安全点検、衛生管理、修繕に必要な経費）等を含みます。
- ③修繕費は、年間3, 0 0 0 千円を指定管理料の中に含みます。
ただし、年間の執行額が 3, 0 0 0 千円に満たなかった場合は精算します。
- ④上記の金額は全て消費税（1 0 %）込みの金額とする。
- ⑤利用料減免団体の使用料免除額は、実績に基づき別途市が支払います。

1 2 選定の方法及び基準

(1) 選定の方法

学識経験者等で構成する阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、指定管理者候補者の選定を行います。

(2) 選定の基準

指定管理者の選定は、選定基準に基づき、スポーツの普及振興が図られ、各施設の管理運営を安定的かつ効率的に行うために必要な能力と実績を有するか否かを次の評価項目に基づき評価し、総合的に判断します。

指定管理者評価項目別配点

選定基準	評価項目	配点
①市民の平等な利用が確保されること	公の施設の公共性・公平性に対する考え方	5点
	市民に対する理念・基本方針、意思の反映、利便性の向上に対する考え方	5点
	個人情報の保護に対する対応方針と社会的弱者への配慮、緊急時の対応	5点
	小計	15点
②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること	団体の組織の状況	5点
	団体の事業実績（過去の事業実績を含む）	5点
	施設の管理運営に必要な資産（財政力）	5点
	職員の人員配置（配置体制・人数・職種・経験年数等）	20点
	職員の研修方針と人的能力の確保	15点
小計	50点	
③管理経費の縮減が図られること	指定管理料見積金額による評価。 ・30点×応募者の中の最低提案額÷当該事業者の提案額 ＝得点（1点未満切り捨て）	30点
	運営収支計画・経費縮減の考え方及び具体の方策	5点
	収益性向上、安定した収入確保の考え方及び具体の方策	5点
	利用料金設定の考え方	5点
	小計	45点
④施設の効用を最大限発揮し、地域スポーツの振興が図られること	自主事業の企画内容と収支計画	20点
	各施設の利用・活用の考え方（まちづくりや地域の賑い創出など地域の活性化に結びつく事業企画・展開をふまえて）	20点
	市の各施策（スポーツを通じた健康増進・障がい者の社会参加の促進等）に対する協力の考え方	20点
	指定管理者に応募する企業（団体）としての社会貢献に対する考え方	10点
	施設の現状を踏まえた利用促進の提案	
	総合体育館	10点
	中央運動広場	10点
	桑畑総合グラウンド	10点
市立テニスコート	10点	
小計	110点	
⑤社会体育施設の活性化が図られること	社会体育施設未利用者へのアプローチの方法	
	若年層へのアプローチ	10点
	子育て世代へのアプローチ	10点
	その他の未利用者層へのアプローチ	10点
	学校園（所）との連携の考え方	10点
小計	40点	
⑥地域スポーツの基盤強化に向けた各種スポーツ団体等・行政との協働に対する考え方	各種スポーツ団体等や行政と親密にコミュニケーションできるか	10点
	各種スポーツ団体等や行政と連携して各種計画を立案できるか	10点
	各種スポーツ団体等や行政と協働して各種事業を実施できるか	10点
	各種スポーツ団体等や行政の活動に積極的に協力できるか	10点
	小計	40点
	合計	300点

(3) 提案説明会

提出された提案書に基づき、提案説明会を行います。なお、提案説明会は非公開とし、審査結果等についての異議申立ては一切受け付けません。

①実施日時

令和5年6月●●日(●) (予定)

※詳細な実施日時については、応募者に個別に通知します。なお、提案説明会の実施順は、提案書の提出順とします。

②実施場所

阪南市役所内(予定)

※実施場所は、変更する場合があります。変更する場合は、応募者に個別に通知します。

③所要時間

提案説明 40分以内(準備時間を含む)

質疑・応答 30分程度

※詳細時間割については、後日連絡。

④説明内容

提案書の説明とします。

⑤出席者

4人以内とします。

⑥その他

ア 提案説明会で使用する資料は、提出された提案書のみとする。

イ パソコン使用の場合は応募者が持参すること。(プロジェクター、スクリーンは本市で用意しますが、持参も可とします。)

(4) 提案説明会の参加資格の確認

提出書類により応募資格の有無について確認します。応募資格を有しないことが明らかな場合は、提案説明会実施日までに提案説明会に参加できないことを当該応募者に通知します。

(5) 候補者の選定

①提出書類と提案説明会の結果を基に、評価項目に基づき選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

②選定委員(全8名)の配点合計のうち、最高点と最低点を除いた6名分の評価点の合計を当該応募者の総合点とします。

(満点:●●●点×6名=●●●●点)

③総合点が最も高い順に指定管理者の候補者を選定します。なお、同点の場合は、選定委員会の委員長が候補者順位を決定します。

④総合点が満点の60%(●●●●点)に満たない場合、指定管理者の候補者に選定しません。

(6) 候補者の決定および通知

選定委員会は、選定結果を教育委員会に報告し、その後、教育委員会から報告を受けた阪南市長が、選定結果報告に基づき指定管理者候補者を決定し、当該応募者に文書で通知します。

(7) 選定結果の公表

選定結果は、提案説明会に参加した全ての応募者に文書で通知します。
なお、審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けません。
また、令和5年7月以降、本市ウェブサイトで、下記の情報を公表します。

- ①提案説明会に参加した全ての応募者の名称
- ②選定委員会の会議資料（応募者の提出書類は公表しません。）
- ③選定委員会の会議録（提案説明会の発言は会議録に記載しません。）
- ④指定管理者候補者第1位及び第2位となった応募者については下記のとおり得点を公表します。
 - ア 総合点
 - イ 選定基準ごとの得点（総合得点の内訳）

(8) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において第2位となった者から順に候補者を決定できることとします。

1.3 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者候補者と仮協定書の締結

阪南市長と指定管理者候補者は、指定管理者に指定されるまでの間は仮協定書を締結します。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、議会（9月議会を予定）の議決後、議決のあった候補者を指定管理者に指定します。

(3) 指定管理者との協議

指定管理者の決定後、教育委員会と指定管理者とが協定の具体的な内容について協議を行います。

(4) 協定の締結

施設の管理及び事業執行について、阪南市と指定管理者との間で協定を締結します。協定は、指定期間を期間とする基本協定と年度ごとに締結する年度協定の二本立て協定とします。

(5) 協定事項

- ①指定管理者に行わせる管理業務の範囲
- ②指定管理者が行う管理の基準
- ③指定期間に関する事項
- ④事業計画に関する事項
- ⑤事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑥市が支払うべき費用に関する事項
- ⑦指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑧業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑧その他、教育委員会が必要と認める事項

1.4 問い合わせ

〒599-0292	阪南市尾崎町35-1
	阪南市教育員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
担当	岡田・甘庶 ^{かんじゅ}
電話(直通)	072-489-4543
Eメール	s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp

阪南市社会体育施設指定管理者業務仕様書 (素案)

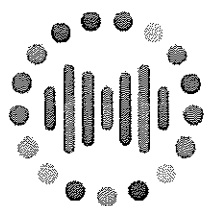
阪南市立総合体育館

阪南市中央運動広場

阪南市立桑畑総合グラウンド

阪南市立テニスコート

(旧) 阪南市営プール (尾崎・東鳥取・中央・下荘・和泉鳥取・上荘)



HANNAN
SDGs未来都市



令和5年 月
阪南市教育委員会

目 次

1 趣旨	1
2 施設の概要	1
3 指定期間	3
4 管理運営方針	3
5 管理の基準	4
6 指定管理者が行う業務	6
7 立ち入り検査について	9
8 備品等について	9
9 業務の引継ぎ等	10
10 指定管理者の履行責任等	10
11 協議	12
(別紙) リスク分担表	13

阪南市社会体育施設指定管理者業務仕様書

1 趣旨

本業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）は、阪南市立総合体育館、阪南市中央運動広場、阪南市立桑畑総合グラウンド、阪南市立テニスコート、(旧) 阪南市営プール（以下「社会体育施設」という。）の管理運営及び維持管理を指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2 施設の概要

【維持、管理、運営施設】

(1) 名称：阪南市立総合体育館

所在地：阪南市光陽台1-17-24

竣工年：昭和57年8月

敷地面積：15,948 m²

建築面積：3,595.50 m²

延床面積：4,068.24 m²

施設概要：大体育室 1,440.32 m²（バスケットボールコート2面・バレーボールコート2面・バドミントンコート8面）

小体育室 585.64 m²（バスケットボールコート1面・バレーボールコート1面・バドミントンコート3面）

トレーニング室 240.97 m²（室内トラック1周約75m）

事務室、会議室、体力相談室、放送室、男子更衣室、女子更衣室、男子トイレ、女子トイレ、障がい者用トイレ、医務室、和室、電気室、ボイラー室2箇所、ファン室3箇所

駐車場 55台、第2駐車場 55台、駐輪場

(2) 名称：阪南市中央運動広場

所在地：阪南市光陽台1-17-24

竣工年：昭和50年7月

敷地面積：11,880 m²

施設概要：多目的グラウンド 11,880 m²（軟式野球1面・ソフトボール2面・少年軟式野球2面・サッカー1面）、トイレ・倉庫・障がい者用トイレ
駐車場 55台（総合体育館駐車場と兼用）

(3) 名称：阪南市立桑畑総合グラウンド

所在地：阪南市桑畑430

竣工年：平成4年3月

敷地面積：21,624.2 m²

施設概要：多目的グラウンド 11,418.1 m²、夜間照明6基（軟式野球1面・ソフトボール2面・少年軟式野球2面・サッカー1面）、倉庫2箇所、テニス

コート2面(砂入り人工芝)、夜間照明4基、ジョギングコース1周約430m、管理棟171㎡、事務所、会議室、男女ロッカー室、シャワー室、和室、障がい者用トイレ、駐車場54台

(4) 阪南市立テニスコート

所在地：阪南市鳥取中32
竣工年：昭和55年10月
敷地面積：2,223㎡
施設概要：テニスコート2面、管理棟

【維持、管理施設】

(5) (旧) 阪南市営プール

① (旧) 阪南市営尾崎プール

所在地：阪南市尾崎町202
竣工年：昭和59年3月
敷地面積：2,357㎡
施設概要：屋外25mプール・小プール
管理棟(男女ロッカー室、男女トイレ、事務所、機械室、倉庫)

② (旧) 阪南市営東鳥取プール

所在地：阪南市自然田1452
竣工年：昭和42年3月
敷地面積：1,610㎡
施設概要：屋外25mプール・小プール
管理棟(男女ロッカー室、男女トイレ、事務所、機械室、倉庫)

③ (旧) 阪南市営中央プール

所在地：阪南市光陽台1-17-24
竣工年：昭和58年3月
敷地面積：1,541㎡
施設概要：屋外25mプール・小プール
男女ロッカー室、男女トイレ、受付事務所(以上総合体育館内)、機械室、倉庫

④ (旧) 阪南市営下荘プール

所在地：阪南市箱作2866-1
竣工年：昭和60年6月
敷地面積：3,013㎡
施設概要：屋外25mプール・小プール
管理棟(男女ロッカー室、男女トイレ、障がい者用トイレ、事務所、機械室、倉庫)

⑤ (旧) 阪南市営和泉鳥取プール

所在地：阪南市自然田303
竣工年：昭和62年6月
敷地面積：2,697㎡

施設概要：屋外 25mプール・小プール

管理棟（男女ロッカー室、男女トイレ、障がい者用トイレ、事務所、機械室、倉庫）

⑥（旧）阪南市営上荘プール

所在地：阪南市下出 547-1

竣工年：平成 3 年 6 月

敷地面積：1,894 m²

施設概要：屋外 25mプール・小プール

管理棟（男女ロッカー室、男女トイレ、障がい者用トイレ、事務所、機械室、倉庫）

◆各施設の開館（場）時間及び休館（場）日

各施設の開館（場）時間及び休館（場）日は次に示すとおり。（令和 5 年 5 月現在）
ただし、事業計画の提案内容により教育委員会の承認を得て開館（場）時間・期間の変更及び休館（場）日を廃止または縮小することができる。

（1）阪南市立総合体育館

開館時間：午前 9 時から午後 9 時

休館日：火曜日、12月29日から翌年の1月3日

（2）阪南市中央運動広場

開場時間：午前 9 時から午後 7 時

休場日：12月29日から翌年の1月3日

（3）阪南市立桑畑総合グラウンド

開場時間：午前 9 時から午後 9 時

休場日：12月29日から翌年の1月3日

（4）阪南市立テニスコート

開場時間：午前 9 時から午後 5 時

（11月1日から翌年3月末までは、午前 9 時から午後 4 時 30 分）

休場日：12月29日から翌年の1月3日

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 管理運営方針

市民の体育及びスポーツの振興を図り健康及び体力の向上を推進するため、民間事業者である指定管理者の豊かな実績と経験を活かした創意工夫ある管理運営を導入し、より質の高いサービスを市民に提供する。

（1）基本方針

市民の生涯スポーツの場として施設の機能等を有効に活用し、市民の健康・体力づくりを自らの役割として、利用者への柔軟なサービス提供や効率的な管理運営を行う。

（2）事業実施・維持管理・運営方針

① 職務に適応した人材を適正に配置することで、事業企画や管理運営を円滑に行

- う。また災害時および緊急時における体制を確保する。
- ② 施設や設備については、市民が安全に利用できることを第一とし、すべて清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、適正な管理を行う。また、必要に応じて感染症拡大防止対策等を講じる。
 - ③ 公の施設であることを常に念頭において、市民の平等な利用を確保する管理運営を行う。
 - ④ 事業計画書等に基づき、施設の効用を最大限に発揮できるよう創意工夫を行う。
 - ⑤ すべての職員に名札を着用させ、市民に対して親切かつ丁寧な接遇等のサービスを行う。
 - ⑥ 利用者の意見を管理運営に反映させ、常にその立場に立ってサービスの向上に努める。
 - ⑦ 施設の効果的・効率的な運営を行い、経費の縮減を図る。
 - ⑧ 適切な広報を行う等、施設の利用促進を積極的に図る。
 - ⑨ 個人情報の保護を徹底する。
 - ⑩ 情報公開を積極的に推進する。

5 管理の基準

次の基準に従って、市民の体育及びスポーツの振興を図り、健康及び体力の向上を推進するため、施設管理業務を行う。

(1) 法令の遵守

施設の管理運営にあたっては次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- ① 地方自治法
- ② 労働基準法ほか労働関係法令
- ③ 公共サービス基本法
- ④ 個人情報の保護に関する法律
- ⑤ 関係する条例及び規則
- ⑥ その他関係法令等

(2) 善管注意義務

指定管理者は善良なる管理者の注意を持って、施設を常に良好な状態に管理しなければならない。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応する。

(3) 施設の適正な維持管理

管理業務を行うにあたっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう、施設を清潔に保つとともに、適正な維持管理を行う。

(4) 緊急時の対応

指定管理者は、施設利用者の被災や災害、その他の事故等が発生した場合は、現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

特に、阪南市立総合体育館は、災害時等には防災拠点（救援物資輸送拠点）として、中央運動広場は災害時の指定緊急避難場所及び応急仮設住宅の建設予定地に、桑畑総合グラウンドは災害時用臨時ヘリポートに指定しているため、必要な協力を行う。

(5) 市が行う選挙管理事務への協力

市が行う選挙管理事務（開票作業等）において、市が阪南市立総合体育館等の施設を使用する場合は、その運営に全面的に協力する。

(6) 管理業務の実施に伴い取得した情報の取扱い

指定管理者および従事者（従事者であった者を含む。）は、管理業務を行うことにより知り得た情報を他に漏らし、不当な目的のために利用してはならない。

また、指定管理者の指定の期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または指定管理者が利用する者が管理業務に従事しないこととなった後においても同様とする。

(7) 管理業務の実施に伴い取得した個人情報の適正な取扱い

指定管理者および従事者（従事者であった者を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、管理業務に従事する者は、その業務に従事しなくなった後も含め、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、または当該施設の管理の業務以外の業務に利用したりするなど盗用してはならない。

(8) 文書の管理・保存

管理業務を行うにあたり作成し、または取得した文書、図面、写真および電磁的記録（以下「管理文書」という）は阪南市文書管理規定等を参考に、適正に管理・保存する。なお、管理文書については、指定期間終了時に教育委員会の指示に従って引渡しを行う。

(9) 情報公開

指定管理者が保有している管理文書は、法令等を遵守したうえで可能な限り公開する。

(10) 委託の禁止

管理業務を一括して第三者に委託してはならない。しかし、あらかじめ市の承認を得たときは、庭園管理、清掃、警備といった本業務のうち基幹部分以外の業務を個別に委託することができる。

(11) 保険の加入

施設の管理瑕疵による損害は指定管理者の責任になるので、損害賠償保険等必要な保険に必ず加入する。

(12) 指定管理者の表示

施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、施設に指定管理者名を表示する。

（表示例）

阪南市立総合体育館は、指定管理者である〇〇〇〇が管理・運営を行っています。

連絡先 指定管理者である〇〇〇〇

電話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

(13) 環境への取組

省エネルギー、ごみの削減、温室効果ガス排出削減等、環境に配慮した管理運営に努めること。

6 指定管理者が行う業務

(1) 管理口座および経理の区分

経費および収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理する。また、指定管理者の業務に係る経理と、その他の団体業務に係る経理を区分する。

(2) 施設の管理運営に関する業務（各施設共通）

①使用申請の受付・使用許可等に関する業務

ア 各施設の使用申込等に対して、条例や規則に基づき使用許可等を行う。申請の受付は、総合体育館窓口で行い、受付時間は、開館時間内とする。

*令和6年3月31日以前において、現指定管理者が受付済の予約及び年間利用調整により許可した大会等は前指定管理者から引き継ぐこととし、管理者の変更により利用者に不利益が生じないよう対処する。

*令和11年3月31日以前において、指定管理者が受け付けた予約及び年間利用調整により許可した大会等などは、令和11年4月1日以降の指定管理者に引き継ぐこととし、管理者の変更により利用者に不利益が生じないよう対処する。

イ 総合体育館の個人使用については、入場券の販売により対応する。

ウ 社会教育関係団体等による社会体育施設の年間使用については、「阪南市立社会体育施設等の優先使用に関する基準（資料6）」に基づき適切に対応する。

エ 市民等の使用申込、その他の問合せや苦情への対応は、丁寧に対応する。

②利用料金（使用料）の徴収、減免、還付に関する業務

ア 条例や規則に基づき使用許可書を発行し、利用料金を徴収する。利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の定める利用料金制度により、施設利用料金を指定管理者の収入とする。

イ 利用料金は、各施設の条例の規定による金額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。また、条例等で定める減免の対象者による使用については、減免申請書により規則に基づき、利用料金を減免、又は免除する。

*「施設使用料金表（資料1）」及び「施設使用料減免率表（資料2）」参照。

ウ 利用料金を還付する必要があるときは、使用許可取消・使用料還付申請書により、規則の規定に基づき利用料金を還付する。

エ 指定管理者の指定期間前に収入済みの使用料については、指定管理者に対して、市から令和5年度中に納入するものとする。なお、指定管理期間が終了する場合は、すでに収入済みの指定期間終了後の施設の利用に係る使用料を、市が指定する期日までに、市が指定する場所へ納入するものとする。

③施設予約に関する業務

使用者の利便性や事務の適正化及び効率化等を図るため、クラウド環境を利用した施設予約システムを用いて、上記①及び②の業務を行う。

施設予約システムの管理は阪南市で行い、施設予約システムの運用に係る管理経費についても市が負担する。

なお、受付業務用の端末機（PC2台。市が指定するクラウド環境に正常に接続できるもの）、館内ネットワーク、プリンターは、指定管理者で配置する。

ア 施設予約システムの利用者の登録受付及びユーザーID・パスワードを発行(総合体育館・グラウンドは、利用する1団体に1件、テニスコートは、利用者個人に1件)する。

イ 指定管理者が予約システムを利用するにあたり、次のことに留意する。

*個人情報の目的外使用の禁止。

*個人情報(個人情報が保存されたハードウェア含む)の持ち出しの禁止。

*個人情報が保存されたハードウェアを破棄する場合は、復元不可能な状態にする。

*ユーザーID及びパスワードを厳重に管理する。

*事故発生時には、速やかに教育委員会に報告する。

*「スポーツ施設予約システム」参照(資料3?)

http://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/syogai/syogai_s/index/supoutusisetu_sisutemu/1453173833449.html

④施設、設備、器具及び備品の維持に関する業務

ア 利用者の安全に万全を期し、かつ日常のスポーツ活動及び施設の運営に支障が生じないように管理に努める。また、施設、設備、器具及び備品に破損、不具合が生じたときは、速やかに対処すると共に、教育委員会に報告する。

イ 機械警備を導入している施設(総合体育館、桑畑総合グラウンド)については前指定管理者と協議し、適切に機械警備担当業者との契約を更新する。

ウ 設備等の法定点検は必ず実施し、点検後は速やかに教育委員会に報告する。

エ (旧)市営プールの管理については、管理内容を教育委員会と協議し、必要とされる適切な管理を行う。

オ 施設・設備等の保守点検業務については、定期的を実施する。また、日常的に指定管理者が設備・備品等の状態に注意を払い、少なくとも年2回は安全点検を行う。

*「各施設管理・保守点検等業務仕様書(資料4)」参照。

*施設の保守点検、安全点検、修繕に必要な経費は指定管理料に含まれるものとして、指定管理者の責任と経費負担において行う。

*指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷は、指定管理者の経費負担で実施する。

*修繕費は、概ね過去の実績に基づき、予算額3,000千円を指定管理料の中に含む。ただし、実績額が予算額に満たない場合は精算する。

*過去の修繕状況は「年度別施設修繕・工事履歴一覧(資料5)」参照。

⑤各施設別の特別な管理運営に関する業務

ア 総合体育館の使用において、予約の入らなかった区分は積極的に個人使用の取組を行う。

*「総合体育館週間使用状況表(資料7)」参照。

イ 総合体育館の第2駐車場を管理する。また、各種大会開催時等、必要に応じて臨時駐車場を確保する。

ウ 中央運動広場、桑畑総合グラウンドにおいて、定期的にスポーツトラクター等に

より整地を行う。

エ 桑畑総合グラウンドの夜間照明設備（カードタイマー式）の管理運営として、夜間照明用のカードの発行と照明利用料金の徴収及び照明設備の保守点検を行う。

＊「桑畑総合グラウンド照明保守点検業務仕様書（資料12）」参照。

オ 市立テニスコートにおいて、ブラシ・ローラー等によるコート面を維持管理すること。

⑥各施設の植栽等の維持管理に関する業務

ア 植木の手入れとして、必要に応じて剪定・除草・消毒・施肥を行う。

イ 必要に応じて、各施設内の芝生の刈り込み、除草作業を行う。

＊総合体育館の庭園維持管理業務については「総合体育館庭園維持管理業務仕様書（資料11）」参照。

⑦利用案内等の広報に関する業務

ア 施設利用案内等を作成し、利用者への広報等に積極的に努める。なお、利用案内には、指定管理者により管理運営されている施設であることを表示する。

イ 施設のウェブサイト等で自主広報を積極的に行い、施設利用やスポーツに関する情報等を提供する。

ウ 電話等による問合せ、文書照会、業務視察、施設見学等に適切に対応する。

(2) 各施設の職員体制

①各施設職員の雇用、配置、研修

ア 社会体育施設（4施設）の総括責任者として、総合体育館に館長を1名配置する。

イ 各施設に管理責任者（管理人）及び普通救命講習修了者を適切に配置し、管理運営する。

ウ 総合体育館は、常時3名以上の専門知識と実績のある従事者で業務の履行にあたる。夜間については、常時2名以上の従事者で業務の履行にあたる。なお、中央運動広場の管理人は、他の施設の従事者と兼務することができるものとする。

エ 総合体育館には、防火対象物防火管理者を配置する。

オ 総合体育館には、清掃作業員を適切に配置する。

＊「総合体育館清掃業務仕様書（資料10）」参照

カ 従事者の雇用形態、人数及び勤務形態は、社会体育施設の管理運営に支障がないように定める。

キ 従事者には、施設の管理運営に必要な知識・技能を習得させるとともに、資質向上を図るための研修及び人権研修を実施する。

(3) 自主事業の企画及び実施に関する業務

①幅広い年齢層を対象とした生涯スポーツ推進を図るための自主事業の実施

ア これまで阪南市社会体育施設で展開してきた事業を踏まえた上で、より効果的に市民の健康保持・増進と体力の向上やスポーツの普及を図れるような自主事業を企画・実施する。

＊現在実施している内容は、「体育・スポーツ教室開催状況表（資料8）」参照。

イ 自主事業の企画に当たっては、指定管理者の独自性を発揮するものの他、阪南市の特色あるスポーツ活動をより一層発展させるためにも、各種スポーツ団体等と事業の企画段階から積極的に協力して、市民ニーズを反映した効果的な事業運営を展開する。

ウ 障がい児（者）の社会活動参加を促進するため、「障がい児（者）スポーツ教室」を実施する。実施に当たっては、指導実績・適切な指導能力を有する者を配置し、実施計画を教育委員会と協議・調整の上、利用者ニーズにあった事業を実施する。

＊現在実施している内容は、「体育・スポーツ教室開催状況表（資料8）」参照。

②トレーニング講習会の実施

ア 総合体育館のトレーニング室の利用については、事前にトレーニング講習会を受講し、修了することを条件として、市民への利用を啓発する。

＊「トレーニング講習会実施状況（資料9）」参照。

イ トレーニング室の利用希望者を対象として、トレーニングの方法や器具の取扱いについての知識、技能習得を目的とした内容のトレーニング講習会を実施する。トレーニング講習会の指導員については、指導実績・適切な指導能力を有する者を配置する。

ウ トレーニング講習会を修了した者に対してトレーニング室利用者カードを発行する。

（4）モニタリングの実施

指定管理者は、阪南市教育委員会が策定した「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づき、指定管理業務のモニタリングを実施する。

＊「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル（資料●）」参照。

なお、教育委員会は、上記モニタリングマニュアルに基づき、指定管理業務のモニタリング結果については、市ウェブサイト等で公表する。

（5）その他の業務

指定管理者が、施設の目的外の使用を希望する場合は、教育委員会との協議を経たうえでこれを判断するものとする。

7 立ち入り検査について

市は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿並びに管理運営の実施について検査を行う。

8 備品等について

指定管理者に貸し付ける備品等については、教育委員会の所有とし、その利用及び保管は十分注意する。

（1）教育委員会が所有し、社会体育施設に設置している備品、消耗品並びに指定管理者が、指定管理料から購入した備品、消耗品の所有権は教育委員会に帰属するものとする。指定管理者はこれらを市の関係例規等に基づいて適正に管理・使用し、通常の消耗、朽廃により消滅したものを除き、指定期間の終期に、始期の状態のまま教育委員会に返

還することとする。

- (2) 指定管理者自らが備品を購入し、設置しようとする場合は、事前に教育委員会と協議を行うものとする。
- (3) 指定管理者は、備品を管理するための台帳を備えて、その保管にかかる備品を整理する。備品を廃棄処分する場合は、事前に教育委員会と協議する。
- (4) 総合体育館に配備している公用車両は、教育委員会の負担で用意し無償貸与する。車両の使用に伴い発生する諸経費、任意保険料、修繕料、車両検査に要する費用等は指定管理者が負担する。また、指定管理者は、車両保険、損害賠償保険に加入する等、車両の運行や運営に関わるリスク管理を適切に行う。
- (5) 複写機は、指定管理者が調達するものとし、事務所内にFAX機能付きコピー機を1台以上設置するものとする。これらの維持管理費及び消耗品の経費は指定管理者が負担する。
- (6) 社会体育施設で必要とするチラシ等を印刷するための印刷機は、教育委員会の負担で用意し無償貸与する。印刷機の維持管理費及び消耗品の経費は指定管理者が負担する。また、社会教育関係団体の印刷機使用は必要に応じて対応する。
- (7) トレーニング室の器具については、現在設置しているもの（「トレーニング講習会実施状況（資料9）」を参考に同程度以上のものを設置する。
- (8) 各施設に備えている備品のうち、スポーツ用具については、利用者の申請がある場合は随時、指定管理者の判断により貸し出すことができる。
- (9) 各種団体において、上記スポーツ用具を施設以外に持ち出して利用する場合は、指定管理者の判断により申請書の提出を求めて貸し出すことができる。

9 業務の引継ぎ等

- (1) 指定管理者は、本業務の終了に際し、阪南市または阪南市が指定する者に対し引き継ぎ等を行う。
- (2) 指定管理者は、指定期間の開始前に、管理運営に必要な準備を自らの費用負担により行う。

10 指定管理者の履行責任等

(1) 経費等

- ①年間の経費の執行は、市と定めた予算額以内で執行する。
- ②事業報告と会計報告を、会計年度終了後、行う。
- ③指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行う。

(2) 指定の取消し、業務規定

教育委員会は、指定管理者が教育委員会の求め、調査または指示に従わないとき、指定管理者の責に帰すべき事由（指定管理者の経営状況に問題がある場合を含む。）により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき、秘密保持義務または個人情報保護義務に違反したときは、違反等の程度、理由その他の事情を考慮して、指定を取消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることがある。

(3) 原状回復

教育委員会は、指定期間が満了したとき、指定を取消したとき、または管理の業務の全部または一部の停止を命じたときは、指定管理者であった者または指定管理者に施設および設備を速やかに原状回復するよう命ずる。

ただし、現況が施設の管理に特に支障がないと教育委員会が認めるときは、原状回復を求めない。

(4) 施設の修繕および改修

1件500千円未満の小規模な物品や施設の修繕費については、迅速な手続きで完了させるため、年間3,000千円の予算を割りあて指定管理者が実施する。修繕費に残金が生じた場合は精算し、市に返金する。なお、1件あたり500千円以上のものについては、教育委員会と協議するものとする。

(5) 物品の管理等

指定管理者が行った修繕等により整備した物品は、教育委員会の所有に属するものとする。その他、教育委員会の所有に属する物品については、「8. 備品等について」に記載のとおりとし、善良な管理者の注意を持って管理に努める。

(6) 損害賠償

指定管理者が、故意または過失により当該管理物件に損害を与えた場合は、市は指定管理者に損害賠償を求めるものとする。

(7) 事故等により第三者に生じた損害の賠償

事故等により第三者に生じた損害の賠償は、指定管理者が賠償する。ただし、損害の発生が市の責に帰すべき理由または天災事変等不可抗力の場合は、協定に従って、または教育委員会と指定管理者との協議のうえ、決定する。

(8) 秘密保持

指定管理者および従事者（指定管理者または従事者であった者を含む。）は、指定管理の業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく漏らし、または指定管理者の業務以外の業務に利用する等盗用してはならない。

(9) 業務実施時の留意事項

業務を実施するうえで、次の各項目に留意して円滑に実施する。

- ①関係法令等を遵守する。
- ②公の施設であることを常に念頭におき、公平な運営を行う。
- ③指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要領等を別に定める場合は、教育委員会と協議を行う。
- ④地域住民並びに公共的団体と協調・協力を図る。

(10) その他

- ①指定管理者の指定取消し後、第2順位、第3順位の法人等と次期指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行う場合がある。
- ②指定管理者の従業員等が通勤で利用する車両については、敷地内に駐車できない。
- ③自転車駐輪場等の管理について、長期間不当に駐輪している自転車等があれば整理する。なお、不法駐輪等整理のときは市の担当課と連携を図り対処する。
- ④駐車場の管理について

不当な駐車車両がないよう適切に管理する。

- ⑤毎年11月～12月頃に市の監査委員による定例監査が実施されるが、指定管理者も監査の対象となるため、市監査委員事務局の指示に従うものとする。
- ⑥教育委員会は、阪南市スポーツ推進審議会を年2回程度開催するので、指定管理者は関係者として出席する。

1.1 協議

指定管理者は、この仕様書及び添付資料に規定するほか、指定管理者の業務の内容および処理について疑義が生じた場合は教育委員会と協議のうえ決定するものとする。

〒599-0292	阪南市尾崎町35-1
	阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
担 当	岡田・ ^{かんじや} 甘庶
電 話 (直通)	072-489-4543
Eメール	s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp

(別紙)

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
申請コスト	申請費用の負担		○
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
周辺地域・住民および施設利用者への対応	周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民および施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設または改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更（軽微なものについては協議事項とする）	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市または指定管理者のいずれの責めにも帰さない自然的または人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加（軽微なものを除く）		協議事項
不可抗力	不可抗力に伴う、業務の変更、中止、延期		協議事項
運営リスク	管理上の瑕疵による事故およびこれに伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵による臨時休止等に伴う運営リスク		○
	設備、備品等の貸し出し管理上の不備		○
	施設予約管理、チケット発行の瑕疵		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件あたり500千円未満のもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）		協議事項
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件あたり500千円未満のもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）		協議事項
	指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵によるもの		○
運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理・運営における安全性の確保および周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
セキュリティー	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用および新しい指定管理者への引継ぎ費用		○